以下の小林勝「陳述書」はプライバシーに関わる個人名をイニシャル化してあります。他の部分は裁判所に提出したものと同一です。ご承知おき下さい。」

※

２０１８年４月２６日

平成２８年（ワ）第３６９９９号　損害賠償請求事件
原告　　小林　勝
被告　　学校法人中央学院
補助参加人　土橋　貴

陳　述　書

東京地方裁判所
民事第３６部合議Ｂ２係　御中

原告　　小林勝

原告の小林勝です。以下のとおり陳述いたします。

１．1993年度に中央学院大学法学部の「ドイツ語」担当の非常勤講師に採用された経緯

1992年に内村國臣助教授（当時）から、本学法学部において「政治史」担当の専任教員にならないか、との話がありました。

当時の私は、ドイツの財政政策とドイツ社会民主党史、特にその社会化論について研究しており、自分に最適の科目であると思い、お世話になることにいたしました。

内村氏によると、当時この科目を担当し〈オーストリア社会民主党史〉を専門としていた須藤博忠教授が1992年度末をもって定年退職するので、後任の補充人事が行われる、〈ドイツ社会民主党史〉を専門としている小林は、須藤教授の研究領域と近接していることもあるので、「我が方」は後任として小林を推す、だから書類を提出するように、とのことでした。

しかし、私は専任講師に採用されませんでした。公募は行われませんでした。

直後に内村氏から以下のような説明がありました：

本学では専任教員の定年は70歳であるが、専任教員はその定年退職後に３年間を限度として非常勤講師として勤務を続けることができる。須藤氏についても、退職後には非常勤講師として勤務するものと思われたが、大方の予想に反して、彼は希望しなかった。須藤氏が非常勤講師として勤務を希望しなかったのには、実は理由がある。もともと彼は、定年を延長すべきだ、と主張し学内で運動をしていた。しかしながら、須藤氏の主張は結果として通らず、彼は学窓を去らざるをえなかった。こうした事態をうけ、当初は法学部でも彼の後任人事を行う予定であった。ところが法学部教授会は、本来なすべき後任人事または非常勤人事の手続を行う代わりに、差し当たり1993年度は「政治史」を休講にする決定を下した。

かくのごとく説明したうえ内村氏は、私に対し、とりあえずドイツ語の非常勤講師として勤務しながら次の機会を待つように、と指示いたしました。

私が1993年4月から「ドイツ語」の非常勤講師として勤務し始め、法学部と商学部の共通科目である「ドイツ語」を週３コマ担当する次第となったのは、以上の経緯によるものです。

２． 1998年度から「ＥＣ法」を担当するようになった経緯

明くる1994年度に、「政治史」は再び開講されました。とはいえ後任の専任教員の補充人事はやはり行われませんでした。なんとなれば、意外にも須藤氏が、改めて非常勤講師としての勤務を引き受けたためです。彼は、その後３年間にわたって「政治史」を担当し続けました。

さて、須藤氏の非常勤講師としての３年目である1996年11月末に、漸く「政治史」担当の専任講師の公募がなされました。

この公募については内村氏からの架電で知らされ、応募するようにとのことでした。私は、土橋氏の採用が決まっているから無駄ですと断ったのですが、学部長が若い人を取りたいと言っているからとにかく応募するように、私が応募すれば土橋氏は教授会で３分の２を獲得できず、土橋氏の採用が潰れるかもしれないとのことでした。

同じように別の教授から電話があり、公募が出ているが応募する意思があるかとのことでした。川上教授が土橋氏を推すようなので、と断りましたが、私を推すので応募するように促されました。

二人の教授からこのように促され、私も応募することにしましたが、採用されるには至りませんでした。当該公募では、1996年度頃から「政治学」担当非常勤講師として勤務し始めた土橋貴氏が、「政治史」を主専攻としていないにもかかわらず、採用されました。実際、公募の際には、募集科目欄が、「政治史」ではなく、「政治史・政治学」となっていたと記憶しています。同窓の先輩である川上教授が土橋氏を強く推していました。

この公募が行われた1996年頃から、私に対し、川上教授（海洋法）から「ＥＣ法」を担

当しないかとの打診が繰り返し寄せられました。「小林さんを専任にしたい」「専任化を考えていますから」と何度も言われました。

もとより私は大学では経済学部を卒業し、大学院経済学研究科博士課程出身であって、経済畑の人間です。当時は自分の研究テーマに専念していたこともあり、門外漢の輩に法律科目を担当できる時間も能力もないと思い、丁重にお断りしていました。

1997年12月、内村氏から連絡があり、川上教授が私に「ＥＣ法」と「国際関係論」をやってほしいとのことなので履歴書を出すように、とのことでした。専任化を真剣に考えて頂いていると思い、承諾しました。

結局、「ＥＣ法」のみの担当が決まりました。こうして1998年度から「ＥＣ法」を担当することになり、かくて中央学院大学における私の担当コマ数は、「ドイツ語」の３コマと合わせて、総計週４コマになりました。もっとも「ＥＣ法」は書籍を購入して一から勉強しての講義で、大変でした。

川上教授によると、「ＥＣ法」の科目を設置する必要性は、法学部教授会においても認識されていたが、専任教員の中に担当できる者はおらず、また外部から非常勤講師を迎え入れることもできなかった、とのことでした。

因みに欧州共同体（ＥＣ）に加盟する12カ国は「欧州連合条約（マーストリヒト条約）」の調印・批准を経て、1993年11月に正式に欧州連合（ＥＵ）を発足させていました。これをもって当該12カ国は、単なる「経済共同体」――加盟国間の関税を完全に撤廃し、外部に対しては統一関税を設定し、また加盟国間では労働者の自由な移動（＝就職）や資本移動の自由を認めた――ではなくなり、国境を跨いで行われる国際犯罪に対抗するための共同捜査・共同訴追・証拠の共有化も実施し、また国際舞台で全加盟国が外交安全保障政策を共同で行う共通外交安全保障政策も制度化した、「政治・経済共同体」へと発展しました。

さらに1995年には、それまで中立政策を採っていたスウェーデン・フィンランド・オーストリアの３国がＥＵに加盟しました。背景には、ソ連邦の崩壊（1991年12月）により冷戦体制が欧州で終焉したことがありました。

その後、東欧におけるかつてのソ連邦内の自治共和国や衛星国の加盟も取り沙汰されるようになり、ＥＵ統合の深化（＝管轄権の拡大）と拡大（＝加盟国数の増加）が注目され、ＥＵの重要性の認識が浸透していました。

ＥＣ／ＥＵが重要である、との認識はそれ以前から世界に浸透していました。ＥＣ加盟国は７０年代後半から８０年代前半にかけての停滞を脱するために、1986年2月に「単一欧州議定書」に調印し、将来ＥＵを創設し、1992年末までに「域内市場」を設置することを、条約的義務にしました。この「域内市場」が設置されれば外国資本は締め出されるのではないかとの危惧等から、世界中からＥＣ加盟諸国への資本進出が活発に行われました。「９２年フィーバー」です。日本企業も乗り遅れまいと続々とＥＣ加盟諸国に進出していきました。かくてメディア等におけるＥＣ／ＥＵ関連の記事の数と量は飛躍的に増加し、詳細な分析が続いていました。

法学部で「ＥＣ法」（「ＥＵ法」との呼称はまだ認知されていませんでした。というのも、ＥＵは創設されたのですが、「域内市場」を管轄するＥＣも存続していたからです）を設置することが検討されたのも、実のところこのような趨勢に起因するようでした。とはいえ、当時は「ＥＣ法」科目を担当できる非常勤講師を募ることが出来なかったようです。というのも、この科目の専任ポストは主要な大学、それも数えるほどの大学にしかなく、ポストの絶対数が不足しており、従ってこの科目を研究領域として志望する研究者はほとんど存在しなかったからです。事実、専攻の選択を誤ると一生食えません。

被告第２準備書面は、「専任教員は、新設科目を設けて特定の専任教員に担当させることになった場合、これを受けるべき義務があり、被告による職務命令の発令が可能である」と述べています（５頁、４－(２)）。この点についてはすでに舘教授が、そのような義務はなく、本人の専門科目と全く異なる科目の担当を命ずる職務命令が出されたことはない

旨を述べ、被告の主張を一蹴しています。もし被告の主張するようにそのような義務が専任教員にあるなら、経済学を専門とする全くの門外漢である私に、法律科目である「ＥＣ法」を担当させるのではなく、職務命令を発して専任教員の誰かに担当させればよかったのです。

３．1999年度から「社会学」「社会学概論」を担当するようになった経緯

「ＥＣ法」を担当するようになった1998年度の後期が開始される頃、10月1日に、今度は商学部の片野卓教授（心理学）より「社会学」の担当を打診されました。最初は非常勤だがその後は専任という話でした。片野教授は、私の出講日に必ず非常勤講師控室にいる私の所にお見えになり、談笑していました。ありがたいお話でしたが、1998年度より法学部で引き受けた専門科目「ＥＣ法」の講義の準備に四苦八苦しており、また自分の著作の執筆も最優先に進めなければならないと考え、やんわりとお断りいたしました。10月8日に片野教授から再びこのお話がありましたが、出来ないと申し上げ、社会学を専門としている友人を紹介することを片野先生に申し上げました。友人にはその日のうちに電話し、片野教授からあったお話を伝えました。

10月15日には、片野教授に、友人と連絡をとったことを伝えましたが、関心を示されませんでした。

10月29日、片野先生に再び説得されました。ご自身の＜定年（2000年3月）までに私を専任にしたい＞と仰るので、翌年度からの「社会学」を引き受けることになりました。

片野教授によると、2000年4月着任予定の「社会学」担当の専任教員の公募が1999年度中には行われるので、1999年度に当該科目を担当していたならば人事も通りやすい、とのことでした。併せて、日本社会学会にも入っておくよう指示されました。

こうして、応募書類を提出し（1999年2月）、型どおりの面接を経て、非常勤講師としての任用が決まりました。その結果、私は1999年度より、従来のコマに加えて「社会学」２コマと「社会学概論」１コマを担当することになりました。担当コマ数は総計週７コマに増加しました。

この担当総コマ数に関しては生田学長の許可を得ている旨、片野教授から以下のように伝えられました。〈中央学院大学の非常勤講師が担当できるコマ数の上限は、原則として最大週６コマである。但し学長の許可がある場合には例外が認められており、小林に関してはその許可を学長から受けているので心配しないように〉、とのことでした。

なお、私が社会学担当の非常勤講師になることについては、公募が始まる以前から、商学部長が私の年齢を問題にして反対していることを、片野教授は明らかにしていました。社会学の専任人事に際しては、この科目を担当している非常勤講師が有力な候補者となることを「危惧」してのことでした。この商学部長とは、私と年齢が同じ（1950年生まれ）椎名市郎氏でした。

1999年7月には、片野教授から研究室に呼ばれ、今年度中には社会学の専任教員の公募はなく1年先送りされることが決まり、しかも椎名商学部長が39歳以下との条件を付けているから専任化の見込みはないことを知らされました。御礼を述べて退室し、講師控室に戻ると加藤良子商学部教授が、＜年齢の条件は付けないから来年エントリーするように＞とのことでした。

しかし、片野教授の退職（2000年3月末）を待って、2000年度末に行われた社会学の専任教員の公募には、「39歳以下」との年齢条件がついており、私は応募さえかないませんでした。

４.「国際関係論」を担当することになった経緯

1999年11月頃、川上教授から、来年度から「国際関係論」を担当してくれないか、と打診されました。多数の新たな科目の講義準備に追われていた私は、物理的にも無理だと判断し断りしました。けれども川上教授が「（「国際関係論」も担当していたなら）専任人事が通りやすい」と仰るので考え直し、担当させていただくことにしました。

川上教授によると、〈従来「国際関係論」を担当していた非常勤講師は早稲田大学の出身であったが、就職が決まったため次年度の契約更新を辞退した。ゆえに非常勤講師の採用人事を行う必要が生じた。だが早稲田大学は「失礼にも」こちらの意向を無視して後任の非常勤講師を推してきたので、こちらには既に担当できる者がいる、と返事をした〉、とのことでした。はじめから私を念頭に置いて先方にそう返答していたとのことです。

かくて私は「国際関係論」を新たに担当するようになり、2000年度から担当コマ数は週８コマとなりました。

５．法学部長による「専任化」の約束

前述の通り、2000年4月からは「国際関係論」を担当することが決まっていましたが、同年3月29日の教員懇親会において、法学部長の齊藤信宰教授と言葉を交わした際に、同法学部長は私に、2000年度から新規に担当することになった「国際関係論」について「宜しく」と述べ、さらに私の「専任化のことを考えている」ことを明らかにしました（資料1-1,1-2）。私は、もちろん「宜しくお願いします」と申し上げました。

法学部の専任教員の間でどのような話がなされていたのかは知る由もありませんが、齊藤法学部長の言葉は、私の専任化が真剣に検討されていたことをうかがわせました。

またこれは、次のことからもうかがわれました。

すなわち同年（2000年）7月13日、３限の補講終了後に非常勤講師控室に戻ると、平澤修専任講師（刑法）と柳澤弘毅教授（行政法）が円卓に座って歓談していました。私もほんの数分雑談に加わり、早めに４限の授業に向かいました。柳澤教授とは、この時が初対面でした。

４限の補講が終わって控室に戻ると、事務の女性職員が平澤先生に連絡してくださいとのこと。平澤氏と連絡をとると、彼はすぐに控室におりて来られました。開口一番「柳澤さんが、秋に専任教員としての採用を提案するが、この大学で専任として働く気はおありですかと尋ねている」とのことでした。私が「喜んで」で返事をすると、平澤氏は、柳沢教授が私を「ＥＣ法」担当の教授で採用すると言っていることを明らかにしました（以上、資料2-1, 2-2, 2-3）。

同年7月31日には平澤専任講師とお会いし、専任化の件でお話を伺い、専任化の提案を承諾いたしました。翌日、平澤氏からFAX（資料3-1, 3-2）があり、前日の件を柳澤教授に伝えると「大変喜ばれ」たこと、直接私と会って「話をお伺いしたうえで事を進める」ことが伝達され、8月9日にお会いすることになりました。

こうして8月9日には、柳沢教授と直接お話しをする機会を頂きました。お聞きしたところによると、本学には現代の「外国法」を担当する者がほとんどおらず、「宇宙法」担当の瀧澤教授が他大学へ転出することが決まっているいい機会なので、この際、柳澤教授が推すので、「ＥＣ法」で専任教員にしたいとのことでした。

これは、川上教授や柳澤教授が所属する外国法を管轄する部会での何らかの話し合いに基づく打診であったと思いました。確かに法学部には、現代の外国法を担当する専任教員はいませんでした。「英米法」を担当していた教授は、すでに転出していました。「宇宙法」担当の研究所教授の転出が決まっており、後任の補充が必要となっていたのですが、「ＥＣ法」で専任の補充を行うとの合意が部会レベルでなされていたと思われました。

この席で柳澤教授は、私を「ＥＣ法」担当の専任教員にするよう秋の教授会で発議することを明らかにされました。

６．１年先送り

2000年10月12日、柳澤教授より、翌週火曜日に教授会に私の専任化を提案することを知らされました。

同月26日、大学より帰る電車の中で、内村助教授から、今日、柳澤教授と齊藤法学部長が話し合い、私の人事を今年の教授会にかけるのはやめ、来年の今頃にすることを知らされました。重松教授が反対するので、彼の定年退職を待ってから人事を行うとのことでした。

１週間後の11月2日、私がコピーをしていると齊藤法学部長に話しかけられ、「柳澤先生から話があったが、来年の態勢はもう決まっている。私の任期は来年からもう１年あるので、任期中にやりますから、あきらめないでください」とのお言葉がありました。私は、「宜しくお願いします」と述べました（資料4）。

ところがこの約束は守られませんでした。なぜなら齊藤法学部長本人が、数年後に退職し、〈後顧の憂いなく〉大東文化大学法科大学院へと移動してしまったからです。

悪いことは重なるものです。前述の通り、2000年の8月には確かに「社会学」担当専任教員の公募が行われましたが、「39歳以下」という年齢制限がついていました。そのため、私は応募すらできませんでした。

７．「ドイツ語」２コマの削減の試み

以下の「事件」は、中央学院大学法学部においては、人事が派閥抗争の道具として行われていたことを端的に示すものなので、述べておきたいと思います。非常勤講師にすぎない私もこの事件に巻き込まれていたからです。

2004年9月30日、内村法学部長（当時）から、来年度から私が担当している法学部の「ドイツ語」の２コマと商学部の「ドイツ語」の１コマを減らすと、口頭で通告されました。小林は担当する科目が多く、焦点が定まらず、専門は何かと批判し、週８コマを担当していることを問題にしている者がいるとのことでした。専任の件はどうなったのかと問うと、その件はないとの返事でした。

その日、土橋教授に、私のコマ削減は堀教授が主張しているのではないかと問うと、彼は否定し、また専任化の件については、「小林さんを採ると約束したのだから待たせるのはおかしいと、俺は教授会で２度も主張した」と述べていました。

この削減通告を受けた時、「いよいよ来たか」と思いました。というのも、堀教授（東洋法制史）が法学部教授会で頻りに小林のことを議題とし、〈担当科目が多岐にわたっており何を専門にしているのか分からない、上限６コマと定めている非常勤講師任用規程にも反し、専任教員以上の８コマを担当している〉と主張しているので気をつけるように、と平澤専任講師から注意されていたからです。

私のことを教授会で取り上げていた堀教授と平澤専任講師とは、対立関係にありました。以前に平澤氏は、法学部の多くの重鎮の教授たちに疎んじられ、書いた論文が剽窃であるとの理由で解雇されたため、彼は解雇無効・地位確認を求める裁判を起こしました。もちろん授業を担当することも許されず、研究室も取り上げられました。他の専任教員たちは、その彼と話をしているところを重鎮たちに見られまいと、人目を避けていました。

そういうこともあって、平澤氏は、私の出講日にはしばしば、非常勤講師控室で私を待ち受け、談笑していました。この訴訟の結果については詳しくは知りません。しかし、平澤氏は職場復帰を勝ち取り、以前通り私と談笑していました。堀教授は大久保学長とともに、解雇したグループに属していたとのことです。私は学内に派閥争いがあることは知っていましたが、非常勤講師室での平澤氏との談笑が、コマ削減の引き金になり、とばっちりを実際に受けるとは、思いもよりませんでした。

これは堀教授と平澤専任講師の個人的確執が原因ではありませんでした。対立する派閥の強化を阻止するための行動でした。私自身は派閥に属しているという意識は全くありませんでした。情けない話です。研究・学問もまともに行わず、こんなことに明け暮れているのですから。

さて私としても、コマ削減の理由を詳細に明らかにするよう内村法学部長に、10月18日付の書面にて誠実な回答を求めました。すると、11月2日付で、資料を添えて次のような説明が文書でなされました（資料5）。すなわち、近年ではドイツ語履修者が減っているためにクラス統合が必要となっている。フランス語も例外でない―と。

当時法学部では、学生は外国語については１科目を選択し、これを卒業までに８単位取得することが義務付けられていました。語学の単位は通年授業で２単位しか与えられていません。したがってこれは法学部では、週２回の授業を２年間受けることを意味していました。ドイツ語は１年次と２年次に各２クラス設置されていましたから、全体の設置コマ数は年間で、２クラス×週２回×２年間＝８コマとなります。

これを、内村氏が６コマ、私が２コマを担当していました。

内村教授は2002年4月に法学部長に就任するにあたり、自ら授業負担の軽減措置を講じました。すなわち、在任中に限るとの約束で、研究会の同僚である中野由希子氏を非常勤講師として雇用し、自分の担当コマ数を３に減らしたうえ彼女に３コマを渡しました。かくて2002年度から法学部における「ドイツ語」のコマ数担当の内訳は、内村法学部長３コマ・

中野非常勤講師３コマ・小林２コマ（現状維持）となりました。

内村法学部長の回答書には具体的に書かれていませんが、2005年度からの「カリキュラム改革」で総コマ数が６になるため――２年次の２クラスを１つに統合して総コマ数をそれまでの８から６に減らすというものです――、その割り振りを内村法学部長３コマ、中野非常勤講師３コマにし、既に１３年間もこの科目を担当してきた私を外す、というものでした。

内村法学部長が文書で明らかにした私の担当コマ数削減の理由も振るっていました。「クラス統合にあたり、各教員の担当コマ数を勘案し、公平の見地から、先生（＝小林）のドイツ語担当科目を削減せざるを得なくなった次第です」と書かれていました。要するに、本学において小林の担当コマ数（上記の通り「ＥＣ法」等の専門科目の５コマとドイツ語の３コマの総計週８コマ）と中野氏の担当コマ数（ドイツ語のみ週３コマ）を勘案した結果、中野氏ではなく小林の２コマを削ることが「公平の見地」から妥当である、というものでした。

因みに、中野非常勤講師の夫は民間会社の正規職員であり、彼らに子供はなく、中野氏自身も他大学（出身校である上智大学等）でのコマを含めて、「ドイツ語」のコマを１０数コマ持っていました。かたや私の妻は身体障害者であり労働能力がなく、私は本学での８コマ＋他大学での２コマ＝計１０コマ分の給与や印税その他のアルバイト収入（年収300万円程度）で、大学在学中の子を含む一家３人の生計を維持していました。内村教授は私の妻とも面識があり、我家の事情を熟知してもいました。

当時、私は首都圏大学非常勤講師組合の執行委員でしたが、何らかの要求をして被告と団体交渉を行ったことはありませんでした。この件で初めて団体交渉を行うことになりました。その席上、内村法学部長は、私のコマ削減が教授会決定であることを理由に、すなわち「大学の自治」「教授会の自治」を振りかざして譲歩しませんでした。出席していた大久保学長も同様に強硬でした。

組合の志田書記長が、不当な「減コマ」である点を指摘しつつ内村法学部長を諭しました。ドイツ語の設置総コマ数を６コマにする必要があるならば、小林に２コマを優先して割り

当て、４コマを内村法学部長と中野氏で分けるのが当然ではないですか、また中野氏についてその非常勤講師雇用を在職中に限るとした点に鑑みても、小林に「思いやりを示しなさい」、と。

結局、2005年年度については、私の２コマの削減は撤回されました。内村法学部長が４コマを担当し、中野非常勤講師は退職したと記憶しています。

８．「ドイツ語」２コマの削減

しかし、年度が替わった2005年6月には、内村法学部長は、早くも書面で〈来年の2006年度は「ドイツ語」６コマは自分一人で担当するので、2005年度に小林に渡した２コマは「返して」もらう〉旨を通告してきました。〈2005年度は組合が「思いやりを示してほしい」というからその通りにしたが、その期間が過ぎたので、返してもらう〉、というのでした（資料6）。

団体交渉において組合は、〈専任の教員が担当すべきコマ数は週５コマと定められており、これを上回れば超過コマ手当てが支給されている。コマ数削減は専業非常勤講師にとって死活問題であり、少なくとも１コマは小林に残すべきで、内村氏は６コマではなく５コマでよいのではないでしょうか〉、と申し伝えました。

これに対して内村法学部長は、自分は昔から６コマを担当しており６コマは「既得権」だ、と主張されました。

組合は、内村氏が毎週金曜日に日本大学商学部でアルバイト、すなわち「ドイツ語」を２コマ担当されていることを指摘しつつ、専業非常勤講師の生活を脅かすようなことをしてほしくない、とうったえました。

また組合は内村氏から、本学では今後は他の授業を含めて６コマ以上は担当しない、と

の確認を取りました。

以上の交渉は難航しましたが、組合の志田書記長と三友宏法人事務局長で折衝を行った結果、減コマを受け入れるも小林に１年間に限り補償金を払う、との合意が成立しました。

私の担当コマ数の削減は、当時は、前述のとおり、堀教授と平澤専任講師の確執が原因であると思っていました。しかし、後に舘教授から次のことを聞かされました。すなわち、小林の担当コマ数の削減について、舘教授は土橋貴教授（補助参加人）より、「堀が主張しているので、賛成してやってくれ」と言われ、訳が分からぬままに賛成した、と。

少々込み入った話になりますが、舘教授は次のように説明されました。2002年に生田学長が任期半ばで亡くなり、学長選挙が大久保皓生法学部長と椎名市郎商学部長の間で戦われ、大久保法学部長が勝利した。空席となった法学部長の椅子を巡っては、内村教授と土橋教授が争い、内村教授が勝利し、彼は法学部長を２期４年務めた。その間、法学部教授会は、両派の争いで荒れ、しばしば夜遅くまで審議していた。土橋氏は法学部長選において内村派に勝利するために、また大久保学長は学長再選を確実にするために、自派の堀教授の主張――小林のコマ数削減――を支持し、法学部教授会で小林のコマ数削減を決定させた、と。

相手の派閥（齊藤氏、内村氏、平澤氏等）が専任化しようとしていた私を、排除しようというのです。非常勤講師の私には、派閥に属しているという意識は全くありませんでした。

私の担当コマ数の削減は、内村法学部長にとっては不本意であったに違いありません。しかし組合は、団体交渉では、削減の通知を行った内村法学部長に反撃を加えざるを得ませんでした。

だいぶ経った2007年6月21日に、内村氏が私に真相を明かしてくれました。私の日記には、次のように記録されています。①非常勤の最大担当コマ数を６とする決定がなされた。②大久保学長の指示により、法学部教授会で「小林の担当コマ数の2コマ削減」を決定されてしまった。③大久保学長と堀教授が、小林が色々なコマ(＝科目)を持っているのはおかしいと主張していた。④教授会で、（組合の団体交渉で抵抗している）小林を解雇せよとの主張が出た。⑤守秘義務の関係でこれは話せなかったが、裁判になれば証言する(資料7)。

私が担当していた専門科目（ＥＣ法、社会学、国際関係論、社会学概論）は選択必修科目や教職科目であるため、カリキュラム編成上、廃止は困難でした。また科目の廃止は学部教授会が単独で行うことはできず、合同教授会の決定を経なければならない事項でした。そのため内村法学部長が先ず思い付いたのは、法学部教授会単独で簡単にできる設置コマ数の削減、すなわちドイツ語の設置コマ数の削減でした。

設置コマ数の削減も一種の「カリキュラム改革」であり、専任教員が非常勤講師に対して使用する常套手段で、「雇止め」の手段としても使用されます。

「カリキュラム改革」を実施して「ドイツ語」の設置コマ数を８から６に削減したまではよかったのですが、私から２コマを奪うために考え出した「公平の原則」はいただけません。屁理屈であることは、小中学生でもわかります。

今から思えば、この削減に対しては妥協すべきでなかったと思います。正当な削減理由は一つもなく、労働条件の一方的な不利益変更であり、「カリキュラム改革」は単なる隠れ蓑だったかったからです。すなわち、「フランス語も例外ではない」といいながら、フランス語の設置コマ数の削減は行われず、私に対する理不尽な狙い撃ちであったことは明白だったからです。また、内村氏は、週６コマ以上は担当しないとの団体交渉での確認事項も平然と反故にし、その後はドイツ語の設置・担当コマ数を７に増やしたり、「演習」を担当したりしていました。

団体交渉に出席していた法人の小川常務理事や三友宏・法人事務長（現・統括常務理事）も、ひどいものです。大久保学長や法学部による違法行為を知っていながらそれを容認し、金銭で解決しようとしていたからです。後年、私は団体交渉の場等で、削減理由を知っていたかを三友氏に問うても、知らなかったと平然と述べていました。後述するように、2010年12月7日の酒席で、「（小林が）８コマ担当していることが問題になった」ことを認め、コマ削減の理由が「カリキュラム改革」ではなかったことを認めました。

被告は「徹底的な少人数教育」や「公正な社会観や倫理観の涵養」を謳っていますが、これが単なるお題目に過ぎないことは、この一件からも分かります。法人幹部も専任教員も、「公正な社会観や倫理観」を身につけずに、どうして学生を教育できるのか不思議でなりません。

なお、この件について私は、団体交渉でコマ削減の撤回を要求するだけでなく、法学部の教授であった土橋氏はもちろん、のちに法学部長になる大村芳昭教授、さらには専任教職員組合にも相談し、支援をお願いしましたが、まったく支援していただけませんでした。彼らは、私の話は聞いていましたが、支援はしませんでした。土橋氏は、私に「いずれ俺の天下になるから大学を辞めるな！」と、２年後の学部長選挙に勝利したら専任教員にすることを示唆していました。

９． Ｃ非常勤講師の雇止め事件

私の雇用等の経緯に直接には関係しないのですが、被告による非常勤講師の扱いがいかに恣意的であるかを示す別の一例を挙げておきます。

2005年当時、法学部長であった内村教授は、2005年10月1日付の書面をもって、Ｃ非常勤講師に、雇止めを通知しました（資料8）。

〈カリキュラム改革〉によって、C 氏の担当するコマがなくなったというのです。しかし、いかに〈カリキュラム改革〉とはいえ、必修科目であるコンピューターの授業がなくなる訳もなく、全く不可解でした。

C 氏も首都圏大学非常勤講師組合の組合員で、団体交渉に出席していました。組合に相談すると、執行委員会は、不当な雇止めだとして団体交渉を申し入れ、団体交渉がもたれました。

交渉は紛糾しました。＜カリキュラム改革のため＞との雇止め理由が、実際には何ら根拠のない方便にすぎなかったことが露見したからです。すなわち、内村法学部長は、カリキュラム改革でC 氏の科目がなくなったといいながら、国立研究開発法人・科学技術振興機構のポータルサイトJREC-INで、当該科目の非常勤講師の公募を行っていました。通常こうした公募は、同時に学内でも掲示されるのですが、全くされていませんでした。追及に窮した内村法学部長は、さらに次の様な不実を重ねました。

① 学生から、C 氏が授業を早く終えているとの投書があった。
② C 氏に対する授業評価アンケートの評価が悪かった。

これに対し組合は、〈その種の投書が実在するなら投書した学生の氏名が分からぬよう処理したうえで公開して下さい。C 本人の「非行」が雇止めの理由だとする以上は本人に弁明の機会を与えるのが当然であって、その機会を与えずに雇止めに処する行為は手続違反で無効です。授業評価アンケートの結果は人事考課には使用しない、という確認が法学部教授会でなされているのに、雇止めに際して利用するのは教授会決定違反です〉と申し入れました。

小川常務理事・三友法人事務長も重大な「手続違反」であることを漸く認識し、C 氏の雇止めに関する教授会決定に介入、幸いにして決定は覆されるに至りました。

因みにＣ氏の雇い止めの真の理由は、前年にあった次の「事件」に潜んでいます。

法学部で「情報処理論」（コンピューター）科目のシラバスを統一するとの決定があり、Ｃ氏を除く非常勤講師２人が統一シラバスを作成しました。不思議なことに、法学部でそうした決定がなされたとの連絡は事前にＣ氏へはなされず、そのため彼は統一シラバスの作成に参加しませんでした。

なにより、既にＣ氏には次年度シラバスの作成が依頼されており、また彼は作成したシラバスを大学へ送付済みだったのです。それにも関わらず研究所の田村久平氏から統一シラバスに従うように指示があったのですが、Ｃ氏は専門的な見地に照らして、当該の統一シラバスに欠陥がある旨を内村法学部長に資料を添え文書で指摘していました。そしてとりあえず次年度は、自らが作成したシラバスに沿って授業を行いたい旨を伝えました。

これを受けて内村法学部長はＣ氏と会い、話し合いがもたれました。コンピューターを専門とする教員の主張に反論すべくもなく、2005年度は、Ｃ氏は自分のシラバス通りに授業を行いました。こうした経緯が、2005年10月になされる突然の雇止め通告の伏線になっていたのです。

時期は定かではないのですが、この雇止め通告がなされる前に、次のような「事件」もありました。

６号館６階に小さな講師控室があります。この控室を、専任教員である中畑教授（英語）が研究室がわりに使っていました。同階にコンピューター室があり「情報処理論」の授業が行われています。ある日のこと、中畑教授が授業中のコンピューター室に入ってきて、Ｃ氏に対し「学生はいないのですか」と尋ねました。Ｃ氏の「情報処理論」の授業は、通常授業のように90分間連続して講義を続けるわけではありませんでした。この授業は、自然科学の授業形式のひとつである「実験」に近く、彼がその日の課題の処理方法を説明した後に、学生は各々課題に取り組みます。学生は課題を終えると提出してＣ氏のチェックを受け、問

題がなければ退室が許されます。従って、授業時間が終了しても課題を完了できない学生がいたときに、C 氏は時間を延長して付き合うことも頻繁にありました。ところがその日に限って大部分の学生が時間内に課題を完了できたため、教室に学生がほとんど残っていなかったのです。

しかしこの「事件」が中畑教授を通じて内村法学部長に伝わったとき、〈C は授業をいつも早く終わらせている〉と誤認されて、仕舞いには「雇止め」の通告につながったようでした。「投書があった」云々は、実際には中畑教授の目撃行為を指していたものと推認されました。

法学部と商学部の専任教員の中に、授業を９０分行わない者がいることは周知の事実ですが、彼らが処分されたことはありません。大事な身内であり、学部長選や学長選の際の大事な１票だからです。しかし、非常勤講師が行えば、あるいはこの事件のようにそのような情報が入れば、本人に確認することも、弁明の機会を与えることもなく、直ちに雇止めです。全くのダブルスタンダードなのです。

10. 土橋氏による専任化の素振り

土橋氏は、法学部の人事手続を挙げて、学部長には人事権がないので彼が私に専任教員化を約束することはありえない、等と主張されています（補助参加人準備書面（１）)。どうしてこのような主張ができるのか、不思議でなりません。以下、饒舌であることを承知のうえ、日記の記述を転記しながら反論いたします。

土橋氏とは、1999年頃より言葉を交わすようになっていました。土橋氏のグループは、2002年4月に法学部長に就任した内村教授のグループと、教授会で激しいバトルを繰り返していました。その頃から土橋氏は、私の出講日に控室に頻繁に現れるようになりました。それと反対に、内村法学部長が来なくなりました。平澤修講師は、引き続き来ていました。

研究室をあてがわれない非常勤講師が、講師控室で懇談する専任教員を選べるはずもありません。傍に来た方と挨拶や言葉を交わさないわけにはいきません。土橋氏が頻繁に講師控室に来て私と歓談していたためでしょうか、土橋氏と小林が手を組んで、内村氏の追い落としを画策しているとの「うわさ」が飛んでいました。おそらく土橋自身が広めていたのでしょう。＜小林は俺のブレーンだ＞と。
確かに、教授会の議題に関して、よく意見を聞かれました。

土橋氏が私に専任化の意向を初めて示したのは、彼が学部長に就任する2006年4月1日以降ではなく、それ以前からでした。彼は、齊藤信宰氏が学部長時代に行った専任化の約束が、内村法学部長（2002年4月～2006年3月）によっても果たされていないことに、憤っている様子を見せ、2003年5月には私に、「俺は押し込む」「俺は入れる」等と語っていました。2004年1月には、法学部教授会においてＥＵ関係の新科目で専任の人事要求をするので、そのための書類を作成提出するようにとの指示をしました。こうして私は同年2月に、土橋氏に「欧州統合論」の設置に関する書面（資料9）を郵送しました。

しかし、この計画書に基づいて人事発議がなされた形跡はありませんでした。「学部長になったら必ずやる」が彼の弁解の言でした。

土橋氏が法学部長に就任した2006年4月以降は、必ず専任にするので他大学には行かないように、と私に助言していました。

しかし、土橋氏が主宰する法学部教授会で私の専任化人事について話し合われた形跡は、つゆほどにも見られません。不審に思い尋ねても、今度は「椎名学長に阻止された」と弁解するばかりでした。

11. 専任化と引き換えの選挙参謀への就任の打診・説得

やがて、「専任化」を餌にして私を利用しようとする試みが始まります。

土橋法学部長は、学部長２期目の終わり頃、2009年1月15日に、翌年2010年5月頃に予定されていた学長選挙に立候補する意向を私に明らかにし、選挙参謀にさせるべく働きかけを始めました。

私に、学長選挙のためのマニフェストである「中長期のヴィジョンを書いてほしい」とのことでした。しかし非常勤講師である私は、「私は部外者ですから」とやんわり断りました。

その後も土橋氏は、私に、学長選に勝利したら専任教員にすることを条件に、選挙参謀になるよう執拗に働きかけました。以下、2009年4月から6月の日記から、そのような働きかけについての記述を転記しておきます。

４月３０日：「あいかわらず学長選に勝利したら専任にするとのこと」
５月２１日：「学長選に絶対に勝利しなければならない、竹中半兵衛になってくれ」
「情勢分析をしてほしい」
６月２日　：「学長選に勝って小林さんを専任にする」
６月１１日：「ポストのことで小林さんを利用するつもりはない」「（選挙参謀になって）学長選に全力をつくしてほしい」
６月２３日：「学長選に勝利したら、社会システム研究所に（小林の）ポストを用意する」

しかし私は、土橋法学部長と椎名学長の争いに関与すべきではないと考え、この打診を断っていました。

土橋氏の主張、すなわち「専任教員の採用に関しては、組織内において厳格な手続を行うこととされ、法学部長や学長にその採用権限はない状況において、補助参加人が法学部長の立場で、原告に対し、専任教員に採用することを約束し、また、学長に選出されたときに、その権限で専任教員にする旨の発言をしたとする原告の主張は合理的根拠を欠き、

措信できないものである」との主張（補助参加人第１準備書面、第２－１－３（５頁））や被告の同様な主張こそが信用のおけないものであることは、以上の事実から明白です。

なお2015年10月23日の団体交渉において、私の待遇改善の主張に対して、三友常務は、待遇改善をするためには「特別の事情が必要」であり、土橋氏が専任化を約束していたことが明らかになれば別であると発言されました。これに対して法人の柴谷顧問弁護士は、「すでに小林さんの提出した資料でそれは推認できる」と発言されました。それでも私は、資料を持参したいと述べましたが、三友常務は、法人の弁護士がそう言っているので、資料の提示は必要ない、そういう事実はあったんでしょうと発言されています。

要するに、土橋氏が専任化を餌に私に書籍化を行わせたことは、この時点ですでに法人も認めていました。

12. 専任化を餌にした利用―学位請求論文の書籍化

学長選のための選挙参謀にならないかとの打診が行われていた丁度その頃、すなわち2009年の4月14日に、土橋氏は私に、中央大学法学部に学位の申請をすること、また同大学のＨ教授が土橋氏に学位を「与える」意向を示していることを、明らかにしました。学位は、翌年2010年の5月頃に予定されていた学長選挙のための一種の小道具でした。再選を狙っていた現職・椎名市郎学長は、博士号を持っていませんでした。

2009年10月、土橋法学部長から私に対して、御茶の水書房から本を出版できるように助力してほしい旨の依頼がありました。これまでの研究をまとめ中央大学法学部に学位「論文博士」を請求したが、いまだ審査が始まっていないので先に著書として出したい、とのことでした。これに対して私は、同書房に紹介・仲介ならできると返事をしました。

土橋法学部長が私に依頼したのには次のような事情がありました。すなわち、私が同書

房の企画『ローザ・ルクセンブルク全集』の編集委員であり、同書房社長と懇意にしており、しかも同書房よりすでに『欧州憲法条約』（2005年　資料10）『ドイツ社会民主党の社会化論』（2008年　資料11）『リスボン条約』（2009年　資料12）を出版していたことないしは出版直前であったことを、土橋氏が知っていたのです。

相変わらず、「専任化」の約束をしながらの依頼でした。社会科学、特に思想や経済学関係の出版では同書房は定評があり、同書房から本を出すことは一種のステータスとなっており、それゆえ出版の審査は厳しく行われていました。

同年10月22日、土橋法学部長は私に、「学長選に勝利したら専任にするので、一緒に組んでやろう」と持ち掛けました。もちろん選挙参謀のことです。また土橋法学部長は、出版の「話を進めてほしい」と依頼しました。その際、土橋氏はこの件で、奥様から「小林さんを利用するだけで・・・」となじられていたと、いつものセリフを述べていました。私は、御茶の水書房に連絡して11月には話し合いの場がつくられるようにすることを約束しました。

このように同書房から学位請求論文を出版することは、土橋氏自身の意思に基づくもので、私が無理強いしたものではありません。本人の意思を確認した私は、同年10月25日に、御茶の水書房社長・橋本盛作氏に架電し、土橋氏の意向を伝え、土橋氏の電話番号を教えました。同日中に土橋氏にもこのことを報せ、社長より電話があることを伝えました。

出版の仲介に喜んだ土橋氏は、同年10月27日には私に、迫る法学部長選挙（11月17日)の票読みをしてみせ、自分の３選が確実なことを誇示し、さらには翌年５月頃に予定されている学長選についても「学長選は絶対に勝利しなければならず、これに小林さんの運命がかかっている」「勝利すれば、学長直属の社会システム研究所に専任として雇用する」とはっきりと述べていました。

社長と土橋氏との電話でのやりとりで、土橋氏の書房訪問日は同年11月30日と決まり、出版の具体的な話は両者の間で進められると思いました。しかし、土橋氏が私の同席を強く希望したため、２人で書房を訪問することになりました。

土橋氏がこの訪問の際に書房に提示したのは「目次」のみで、「学位請求論文」は持参しませんでした。こうした場合、通常なら出版契約は成立しませんが、例外的に契約が成立する運びとなりました。もっとも出版には以下の条件がつきました。

② 土橋氏が書房に65万円を支払うこと。
② 全面的に書き直したうえ、首尾一貫した叙述に改めること。
③ きちんとフロッピーに入れて入稿すること。
④ 冒頭に、内外の「研究史」を据えること。
⑤ 文献目録を挿入すること。
⑥ 索引を付けること。

① について：
交渉の際に、土橋氏は、注を入れても全300頁と話していたので、65万円という条件が出されました。通常は150万円程度が必要となりますが、私の紹介ということで割引されました。

これは後にトラブルになりました。なぜなら、スキャンのページ数だけで800頁を超えることがわかり、したがって大著になることがわかったからです。

② について：
土橋氏が中央大学法学部に提出した学位請求論文は、過去数十年の間に発表した論文から章立てに必要な部分を抜き出してコピーし、これに通し番号頁を付し、簡易製本したものでした。つまり、学位請求用に書き改め叙述を一貫させたかたちにはなっていませんでした。そのため重複があることが推測されました。そのような書物を御茶の水書房から出版することはできない、と社長が釘を刺しました。

③ について：

フロッピーは既に失われているとのことでした。そこで社長は、入稿は改めてフロッピーで行うよう、条件をつけました。御茶の水書房側がスキャンを引き受ける場合、欧文が入っている原稿のスキャンおよび原文どおりに復元するには、邦文なら１頁あたり800円、欧文混じりなら1200～1500円程度の経費がかかるとの由でしたが、この負担を嫌う土橋氏は自分でスキャンすると返事をしました。

橋本社長・土橋氏・小林の３人での話し合い（書房および割烹料理屋）からの帰路、土橋氏に誘われ彼と私が地下鉄本郷三丁目近くの喫茶店に立ち寄った際、土橋氏から私に対して、〈スキャンを代行してくれ〉との依頼がありました。私は、〈「紹介」以外は私の仕事ではなく、１～２万円でスキャナーを買えば誰でも出来る、土橋氏の奥様でも大学院に通っているご子息でも、時間はかかるが出来る〉と理由を挙げて断りました。断られても土橋氏は、私の人事を即刻すなわち2009年度内に行い、仕事の対価も払うので是が非でも代行してほしい、と重ねて懇請します。

④と⑤について：

内外の先行研究についての総括、すなわち研究史概観や自分の論文の学史上の位置、さらに使用・参考文献目録を欠いた「学位請求論文」なぞ聞いたことがありません。社長もまた、学術本を出版するにはこうした前提が必須であることを知らない土橋氏に、あきれていました。

後で分かったことですが、土橋氏の「学位請求論文」については、中央大学法学部の審査委員会の主査が〈（こんな程度の論文集では）学位は出せない〉と委員を降りてしまい、たな晒しになっていたものでした。

御茶の水書房を訪問した翌日すなわち2009年12月1日に、土橋法学部長は、スキャナーでの読み取りを私にさせるために、再び説得を試みました。

・「母ちゃんから、小林さんにお礼（＝専任化）をしなさいと言われた」。

・「昨日小林さんを入れる（教授にする）ことを決め、舘さん（教授）と
　　話した。これは約束する」。
・法人の柏事務局長が「しきりに小林さんを専任にするようにと言っている」。
・私を採用する方法としては、「法哲学」を担当している中村准教授が来年１年のみで
　（2011年3月末に）定年退職するが、「法哲学」を廃止し「ＥＵの政治・法律」で採る。
・新科目での専任教員の採用を理事会はこれまで拒否していたが、これを崩す先例が「平和学」の人事でつくられた。すなわち、土橋法学部長が児玉理事長に、「あなたも戦争体験があるでしょう。今は平和学が重要だ」と説得したら、理事長がのってきて、「平和学」での採用枠が取れ、（中央大学法学部・大学院の後輩である川久保氏の）専任教員としての採用が可能になった。
・小川常務理事と昵懇である。

私は、この説得には応じず、スキャナーによる読み取りの代行を拒否しました。

翌12月2日に、橋本社長から電話があり、学位請求論文の現物を見も読みもせずに、出版契約をなぜ即座に結んだかの理由を明かしてくれました。すなわち、書房での交渉の際、私が便所に立った折、社長は土橋法学部長に、「小林さんの人事、専任化をするように」と述べると、土橋法学部長は「全力を尽くします」と述べたというのです。橋本社長は、私の専任化のことを考えて、土橋法学部長の本では「商売はしない」ことを決断し、破格の65万円にしたとのことでした。「土橋さんは誠実な人だから、人事のことはやるだろう」とのことでした。

12月4日、土橋法学部長は講師控室で私に、「舘（教授）が小林さんの専任化に賛成しているので、舘（教授）と仲良くしておけ」「小林さんの人事、必ずやるから」と述べ、スキャナーによる読み取りを引き受けるよう説得しました。橋本社長による土橋氏の見立ても影響し、私はこの日、「宜しくお願いします」と述べ、仕事を引き受けることにしました。

こうした経緯の後2009年12月13日、簡易製本された「学位請求論文」が、同封されていた自筆書簡（資料13）とともに私の自宅に送られてきました。同書簡には、学位請求論文を送ったこと、これから私の助力を得て作業していくことが記述されています。

学位請求論文のページ数は、300頁どころか約800頁にもなります。以後、この簡易製本されたものをばらしてスキャンし、文字化けを打ち直し、誤字脱字を直し、漢字仮名遣いや送り仮名を統一し、間違いだらけの欧文のスペリングを直し、句読点を入れる――読点がほとんどない文章でした――という作業を、延々と行いました。

以上の作業を終えても完成というわけにはいきませんでした。叙述の内容が理解不能で論旨は矛盾をきたし、重複多数で、とても学位を請求できるものではなかったからです。論文審査の主査であった中央大学法学部の教授が降りた理由が、遅まきながら分かりました。

叙述を首尾一貫したものに書き直すというのは出版契約の重要な条項でしたので、土橋氏に、出版契約の条件どおり、叙述を首尾一貫するよう促しました。ところが土橋氏は「学部長として忙しくて、時間がないので、小林さんがやってくれ」の一点張りです。「人事は、すぐにやるから」が殺し文句でした。どうにも詮方なく、私の訂正・修正案に基づいて土橋氏が逐一書き直すという案を提示して、まずは了解を得、作業を開始しました。これで一息ついたと思いきや、そのうち「小林さんが随意に書き直してくれ」と懇願するようになりました。かくて仕舞いには、私が自分の責任で土橋氏の原稿に筆を入れ、それを土橋氏が確認して先に進むようになりました。

上記作業に私が時間と労力を費やしていた2010年3月末、「人事はすぐにやる」という言に反して遅々として進まぬ「専任化」について尋ねても、相も変わらず「椎名学長が（小林の専任化を）阻止した」と言い訳するばかりでした。

５月に学長選挙があるのでそれまでに仕上げてくれ、という土橋法学部長の要請により、私は徹夜の作業を続けなければなりませんでした。そんな私にとって、〈選挙に勝利したら、学長権限で、小林を直ちに専任にする〉という土橋氏のこの言葉が、唯一の慰めとなったのです（学長選挙は決選投票までもつれましたが、５票の僅差で椎名氏に敗れました）。

土橋法学部長の学位請求論文の編集作業に何とか目途がついた頃、御茶の水書房から待ったがかかりました。冒頭に「研究史」に関する一節のない、特に日本のルソー研究者の著作に全く言及しない本は出せない、と。最初の出版契約の際に合意した条件と変わらぬ、当然の指摘でした。私は、契約条件を守るよう土橋氏を説得しました。しかし彼は、〈自分の先生が『日本の研究は取るに足らないので言及するに値しない』と言っていたので、これまで自分も日本の研究者による著作を利用したことがない〉との理由で渋っていました。しかしこれでは出版は望めません。それどころか、学位の取得もできません。

そこで仕方なく私は、学位請求論文のテーマと密接な関連を持つと思われた日本の主要研究論文・著作を100点程度にわたり選択し、これについて注の中で参照の指示・言及を行うよう土橋氏に提案しました。私のこの言もあり、漸く体裁が整えられるようになったのです。

「研究史」に関しては、日本のルソー研究者が雑誌で行った対談形式の研究総括を、土橋氏自ら批評するという形で体裁は整えられました。

文献目録を作るところまで作業が到達した時点で、また新たな障害が生じました。文献についての表記がバラバラで、統一性がなく、目録が作成できないのです。著者名・書名・出版社名や出版年・出版場所に関するデータが不正確極まりなく、そもそも一切が欠けている場合すらありました。当人が使用・参照した文献なのだから書斎にあるはずの文献を見て転記すれば簡単にできる作業ですら、土橋法学部長は拒否します：「文献はもう持っていない」「代わりにやってくれ」との仰せでした。

私も作業過程でうすうす感づいていました。フランス語をほとんど読めない土橋氏が、フランス語の文献を引用・参照しているのはおかしい、と。

実のところ土橋氏の学位請求論文は、英語で書かれた研究論文に載っているフランス語文献を〈孫引き〉して、自分が使用したように見せかけていただけでした。そのせいか、論文中で彼が挙げたフランス語文献には出版社名、出版年・場所の記述があったりなかったり、

どの版なのか（どの出版社のどの版なのか、初版なのかそれとも第二版等なのか）が不明であり、同じ本・著作であるというのにタイトルやその他の表記が異なっていたりと、全くひどいものでした。スペリングの間違い、特にフランス語のそれは目も当てられません。彼になり代わって、フランス語のできない私が辞書を引き引き一語一語スペルを確認する作業を強いられました。これまで土橋氏の論文が国内のルソー研究者にほとんど引用されなかったのも宜なる哉です。

ともあれ、索引もほとんど私が作成し、2010年8月上旬にすべての作業が完了し、同月25日、大著『ルソーの政治思想の特質』（資料14）が出版されました。校正は念校を入れ４校まで行い、８ヶ月近くにわたった作業が漸く終わりました。私は疲労困憊し、不規則な食事と睡眠のせいで胃に潰瘍が出来て、医者通いを強いられました。

同年9月7日頃には、土橋氏から「校閲」まで行ったことに対する謝意を表す手紙（資料15）が来ました。

本の出来栄えに驚いた中央大学法学部は審査委員会を新たに編成し直し、新たな主査・Ｈ教授の下で審査を始めました。そして翌年、中央大学法学部としてわずか数人目の政治学「論文博士」号が、目出度く土橋氏に授与されるに至りました。この壮挙を祝して、中央大学では出版記念パーティーが大々的に催されたとのことです。また中央学院大学でも同様のパーティーが行われました。

当該の著作により、土橋氏は晴れて日本におけるルソー研究の大家と看做されるようになりました。東京で定期的に開催されているルソー研究会にも初めて呼ばれて、わざわざコメントを求められるようにもなったとのことです。

なお、この大著の作成に関わる記録――スキャナーでの読み取り、コンピューター上での作業の一切は、私のコンピューターにファイルとして保存されており、３校までのゲラも私の手元にあります（４校ゲラは印刷のため印刷所ないし出版社に保管されている）。

13. 椎名学長を偽装請負で告発するよう要求

この書籍化の過程は、首都圏大学非常勤講師組合が、商学部における偽装請負を指摘し、被告に是正を迫っていた時期と重なっていました。

首都圏大学非常勤講師組合は、前年の 2008 年 11 月 28 日の団体交渉において、中央学院大学商学部においては、ネイティヴの英語教員、および「情報処理論」（コンピューターの操作方法を教える授業）を担当する教員の一部を、直接雇用せずに派遣会社から派遣させているが、①派遣では教授会が人選に関与できず高等教育の質を担保できないので、直接雇用に転換するべきだと主張していました。また、②労働者派遣法にいう「自由化業務」に当たるこの仕事では、派遣期間の上限は 3 年なので、3 年を超えた者を直接雇用に転換するよう申し入れました。

椎名市郎学長は、3 年たったら雇わなければならないとどこの法律に書いてあるのか。本人がいいって言っているのだから、それでいいではないかなどと述べ、全く取り合いませんでした。

翌年の 2009 年 11 月 13 日に行った団体交渉において、組合は、被告が「偽装請負」または「偽装派遣」を行っている事実を指摘し、是正を求めました（団交申入書、第 7 項）。

この「偽装請負」を主導したのは、椎名氏（及び星野隆教授）でした。彼は商学部長時代に、同学部の紀要である『商学論叢』第１４巻第１号（1999 年）に共著「論文」を掲載し、科目「情報処理論」の外部委託を、「偽装請負」の問題があるとは気づかずに、大学の経営を合理化する「アウトソーシング」であり、専任教員の研究時間を確保する方策であると自画自賛していました。

組合は、授業に使用されるコンピューター等の機器は大学の所有物であり、教員の出欠の管理は大学が行っている事実（大学が管理する出勤簿に押印または署名させていた）を指摘し、当該契約が請負契約なら、それは「偽装請負」であり、刑事罰が付いている職業

安定法第４４条違反であることを指摘しました。

また、請負契約の場合、大学は当該教員の人選に関与することができず、当該教員が行う教育にも指揮・監督等を直接行うことができず、したがって高等教育機関として教育の質の保証が出来ないことを指摘しました。

さらに、派遣契約に基づいてネイティヴの英語教員やコンピューターの教員を派遣させているなら、派遣先である被告および商学部教授会は、当該教員の人選に関与できず、大学の教育の質の保証ができないことを指摘し、是正を求めました。この人選に関与していたら、労働者派遣法違反であり、「偽装派遣」であることも指摘しました。

椎名学長は、この団体交渉において、組合側の主張に反論し、是正の意思を示さなかったので、組合は、準備が整い次第、職業安定法第４４条違反の廉で告発し、記者会見をすることを通告しました。すると椎名学長が、早急に顧問弁護士と相談すると回答したので、組合は告発を一時見合わせることにしました。

なお、この 2009 年 11 月 13 日の団体交渉には、法学部長であった土橋貴氏も参加していました。土橋氏は、前述の通り、翌年の 2010 年 5 月頃に予定されていた学長選挙において、再選を目指す椎名学長と対抗することを、すでに周囲にも私にも明らかにし、選挙運動を行っていました。

土橋氏は、団体交渉後、私に、学長選に勝利したら、学長権限で社会システム研究所の教授にするので、「偽装請負」を主導した椎名学長を、至急告発してほしいと迫りました。私は、労働組合は、組合員や労働者の労働条件の改善や経済的地位の向上のための組織であり、違法状態を是正しないというのであれば話は別であるが、椎名学長が「早急に顧問弁護士と相談する」と回答し、違法状態が是正される可能性があるので、直ちに告発はできないと断りました。

椎名学長は、2009 年 12 月 22 日、私を学長室に呼び、次のように述べました。弁護士と相談した結果、法律違反だと言われた。３社との契約を即時解除したいが、別の法的な問題等が生じるので、翌年 3 月 31 日までは契約を維持し、4 月１日以降は直接雇用に切り

替えたい。これで了承して頂けないか――と。

要するに、学長選挙への影響を心配し、告発を行わないようにとのお願いでした。私は、告発は組合の自己目的ではなく、組合員や労働者の労働条件の改善や経済的地位の向上が主たる目的であり、「是正」するとの確約を条件として、組合が告発しないことを明らかにしました。椎名氏は「確約する」と述べました。実際に 4 月 1 日以降は、直接雇用に切り替えられました。

学長と私との間のこの合意に対して、土橋法学部長は、違法状態は 3 月 31 日まで続くので、学長選を有利に運ぶために、椎名学長らを告発してほしいと迫りましたが、私は拒否しました。

先述の通り、土橋法学部長は私に、この学長室での折衝（2009 年 12 月 22 日）の直前といってもよい同年 2009 年 12 月 4 日に、私に学長選に勝利した場合には専任化すると約束し、私も専任化の件で「宜しくお願いします」と頭を下げ、土橋氏の学位申請論文のスキャナーでの読み取りを引き受け、12 月 13 日には学位申請論文が自宅に送られてきてスキャンを開始していたため、椎名学長との間のこの合意は、土橋氏の不興を買いました。しかし私としては、労働組合運動の「原則」を踏み外すことはできませんでした。

2010 年 5 月の学長選挙においては、椎名学長、土橋法学部長、内村前法学部長の 3 者が立候補し、いずれも有効投票の過半数を獲得できず、椎名氏と土橋氏との決選投票が行われ、5 票の僅差で現職の椎名氏が再選され、同年 7 月に 2 期目の任期が始まりました。

この年の後期の私の最初の出講日である 9 月 30 日には、三友宏常務理事より、椎名市郎学長を交えた 3 人で食事でもしたいとのお誘いがありました。日程を調整して 12 月 6 日に実現し、上野で酒席が設けられました。

2010 年 12 月 6 日の酒席は、表向きは団体交渉のための折衝ということでしたが、組合交渉の議題についてはほとんど話されず、組合（私）が 5 月の学長選挙前に「偽装請負」の件で椎名学長を告発しなかったことに対する御礼であると思いました。

実は、この 2010 年の 3～4 月には、すなわち 5 月の学長選挙の直前には、次のような事件が起こり、大きなニュースになっていました。すなわち隣の柏市の市立小中学校全６１校で、3 月末まで英語を教えていた外国人指導助手（ＡＬＴ）２３人について、厚生労働省千葉労働局が、業務請負契約であるのに学校の指揮下で働いていたとして、「偽装請負」と認定し、是正指導を行い、4 月からの授業がストップしてしまいました。

中央学院大学商学部の「偽装請負」件で、組合がもし告発をし、記者会見をしていたなら、学長選の結果がどうなっていたかは推して知るべし、です。椎名氏は立候補すらできなかったことでしょう。その椎名氏が、私の専任化要求に反対し続け、こういう事態を出来せしめたのですから、なんとも皮肉なものです。

なお上野でのこの酒席で、三友常務理事は、私(＝小林)が「８コマを担当していることが問題になった」と漏らし、2005 年頃の法学部における私のドイツ語の２コマ削減が、＜カリキュラム改革＞を口実とした不当な削減であったことを認めました。

今から考えれば、この時の判断は間違っていました。告発すべきでした。この大学の違法行為や不当な行為は明るみに出し、反省させ責任を取らせる必要がありました。この大学のコンプライアンス意識は全く不十分だからです。

14. 次なる〈搾取〉

先述の通り、土橋法学部長の学位請求論文は2010年8月25日付で御茶の水書房から発行されました。私の専任化は実現していませんでした。

この年の後期の私の初出講日である2010年9月30日に、土橋法学部長は、（2011年3月定年退職予定の）「中村准教授の担当科目『ドイツ法、法哲学』で公募し、小林さんを採用する。一見さんは採らない」などと言います。

以降、土橋法学部長は、私の専任化の努力をしていることを、会うたびに語っていました。例えば、10月1日には、私の専任化のため、舘、堀のお二人の教授を説得していると語っていました

10月7日には、今年度中に私の専任化の人事を行うような話しぶりで、「すでに小林さんの採用が事務にも伝わっている」と述べていました。

10月18日には、書籍化の御礼として酒席が設けられ、私の「人事の件はやる」と断言していました。

学位論文の出版（2010年8月）に味を占めたのか、土橋氏は、今度は私に、教科書の出版で御茶の水書房に仲介をとるように要求してきましたが、私は、すでにお互いに面識があるので直接交渉するよう促しました。

『ローザ・ルクセンブルク全集』の編集・出版の件で、私は社長と連絡やお会いする機会があり、土橋氏の教科書の件で試みに社長に打診しましたが、著者の負担金なしでの出版ははっきり断られました。

通常、教科書程度の薄い本の出版でも、著者が100万円程度の費用を負担する時代になっています。土橋氏はこの費用を自弁することを厭い、ただで出版させる交渉をさせるべく私を利用しようとしたのでした。

土橋氏には、御茶の水書房の橋本社長に会ってお願いできない理由があると思われました。先述の通り、土橋氏は最初の著作の出版交渉の際、社長に対しても〈小林の専任化人事をやる〉ことを約束していました。しかもこの約束は、出版後に行われた社長との会食の際にもなされたとのことです。

2011年1月11日には、「法哲学・ドイツ法」の専任教員の後任補充を、理事会はこの科目では認めず、別の科目にするようにとのことだったので、「ＥＵ政治学等」でこの専任枠を

とり、2012年4月から私を採用する、と土橋氏が述べていたことが、私の日記に記録されています。

同様に2011年4月13日には、私を「教授にするために全力を尽くす」と述べていたことが記録されています。また4月26日および6月1日には、社会システム研究所の田村准教授が2012年3月で退職するので「チャンス」だと述べ、小川理事長に私の採用を頼んでみると述べていたことが記録されています。

2011年5月29日、土橋氏より電話があり、教科書の執筆が進んでおり、1か月ほどで完成するので、御茶の水書房と出版についてかけあってほしいとの依頼がありました。

お聞きすると、中央大学法学部は「論文博士」号取得者に新たに２コマの講義を持たせることになっており、土橋氏の講義にあっては年間700～800人程度の受講者が期待できる。また土橋氏の本務校である中央学院大学においては、担当している２コマの講義の受講者数が年間200～300人にものぼっている。してみれば合計して年間1000人程度の受講者があり、ここで本を出版して教科書に指定すれば、ほぼ同数の販売が見込める。2012年度から定年まで３年ある点を考慮に入れれば、総計3000部程度の販売が見込まれる――というものでした。

そこで6月7日に御茶の水書房に架電し、社長にこの事情を伝えると「OK」が出ました。

但し初校ゲラを出すにあたって社長は、小林が手を加えない限り本は出版できないと伝えてきました。なんとなれば、プロの目から見るに土橋氏の手になる原稿そのままでは出版に値しないから、とのことでした。経済学に関する概念についての理解の欠如・歴史的事実の間違い・スペリングの間違い等、確かにそのままでは出版はできない原稿でした。この教科書本の編集作業にあっては、フロッピー原稿なのでスキャンする必要はなかったものの、やはり苦労させられました。

こうして2011年12月『概説　ルソーの政治思想』（資料16）が御茶の水書房から出版されました。

「3000部」が嘘であったことが露見したのはこの後です。学位を取得しても、土橋氏が中央大学から講義科目を新たに２コマ委嘱されることはありませんでした。彼はまたもや私を利用し、虚偽を並べ、御茶の水書房から首尾よく負担金なしで教科書を出版させたのです。彼がついた嘘のせいで、私もまた社長の信用を失ってしまいました。

なお土橋氏は2012年3月末まで法学部長の職にありましたが、その在任期間中に、私を「専任化」するための学部内の人事手続きは一切行いませんでした。これは舘教授が明らかにしてくれました。

15. 三度目の試み

土橋氏は４選を目指して戦った法学部長選挙に敗北し、2012年4月に、専任教員の新組合の委員長であった大村芳昭教授（国際私法）が新学部長に就任しました。

法学部長を退いた後になっても土橋氏は、〈今度はルソーについて新書を出したいので御茶の水書房と交渉して欲しい〉と依頼してきました。聞くところによると〈原稿を持って出版社を数社回ったが、全て断られた〉とのことでした。

相も変わらず、あの手この手の説得と利益誘導がなされました。〈2013年3月に定年退職する内村教授の、後任のドイツ語担当専任教員の人事の際に小林を推す〉とか、〈２年後の（2014年）の学長選挙で勝利したら、直ちに人事を行う〉とか、もう聞くに堪えません。

もはや私はあきれ果て、さすがに新書の出版の仲介の件は丁重にお断りしました。

断られた腹いせもあったのでしょうか、後述するように2012年度に審議された法学部の〈カ

リキュラム改革〉に際して、土橋氏は、なんと私が担当していた専門科目「ＥＵ法」を廃止するため先頭に立って旗を振ったのです。

16.「娘を嫁に！」

私の娘は2002年10月に、妻の母国の大学の医学部に入学しました。土橋氏が法学部長に就任した2006年4月以降、ご自身の御子息と結婚させたいと、しきりに言うようになりました。

私の専任化をちらつかせながらの要望で、まことに胡散臭い人物だと思いました。私は、娘にはすでに恋人がいるようで、現代の若者は、親が言ったからといってどうなるものでもない、と答え、やんわりと断っていました。こういうことが何年も続きました。

土橋氏の学位請求論文の書籍化の作業をしていた2010年3月1日には、新松戸駅近くの日本料理屋に呼び出され、それまでの作業の謝礼金として10万円を渡されました。酒が入っていたためもあるのでしょうが、土橋氏は、私の娘を自分の息子の嫁に寄こせと言います。小林さんの娘は医者で、自分の息子（25歳）は今年４月に大学院に入学し、就職までに時間がかかるから、と臆面もなく言います。私は、このことを日記に書き留め、「下品な男」と記しています。専任化という餌をぶら下げて書籍化をやらせることに成功したので、専任化で釣りさえすれば、小林は何でも言うことを聞く、と思ったのでしょう。

その後は、私に会えば「専任にする」「娘さんを息子の嫁に」と言っていました。専任化は「結婚」とバーターというわけです。

私と娘がこの件を承諾しない限り、土橋氏は私の専任化をするつもりなどなかったようです。私も、たかが専任化ごときで、自分の娘を売るわけにはいきませんから、いつものようにやんわりと断っていました。

しかし、あまりにもしつこいので、第三者のいる前で、下品な要求であることを知らしめるべきだと思いました。2011年5月16日のことです。非常勤講師のＣさんを交えた席で、土橋氏はまたもや専任化の話と、自分の御子息と私の娘との結婚の話とを、絡めて話します。そこで私は、下品な話はするな、と一喝しました。日記には、「土橋はあいかわらず、単なる下種やろう」と書き記しました。
この時、土橋氏はなお学部長でした。

17.「カリキュラム改革」による「ＥＵ法」の廃止

2012年5月から、法学部教授会は「カリキュラム改革」の審議を始めました。

当時私は、「ＥＵ法」「国際関係論」「社会学」「社会学概論」「ドイツ語」の５科目計６コマを担当していたのですが、この審議に基づく教授会決定により、2013年度の新入生のカリキュラムから、「ＥＵ法」が廃止されてしまいました。専任化の意向を示して私に1998年度から担当させた「ＥＵ法」でしたが、法学部教授会は、その経緯を全く考慮することなく、本法学部の学生には「要らない」科目とばかりに、廃止の決定をしてしまいました。

世に「ＥＵ法」を新たに設置する法学部はあっても、廃止する法学部があるとは聞いたことがありませんでした。なんとなれば、先述の通り、国際政治・経済におけるＥＵの重要性は誰もが認めていたからです。ＥＵは、統一通貨「ユーロ」を導入するまでになり、統合を深化・拡大させていました。当時すでに、加盟国の国法に対する「ＥＵ法」の優位性は確立されており、ＥＵが単独で管轄する分野においては、ＥＵ法に矛盾する加盟国法の部分は効力停止となり、また加盟国議会が行う立法の多くは、ＥＵの制定する法の一種である「指令」に従って、国内法を制定することになっているからです。「ヨーロッパ法」とは、すでに「ＥＵ法」のことを指すまでになっています。

法学部のカリキュラム改革が教育的な観点よりも財政的観点からなされたのは、すなわちとにかく減らすことを主眼としたのは、法人の「洗脳」によるものです。すなわち2012年4月14日、法人は大学内で、財政に関する説明会を開き、財政が悪化していると説明し、教員の危機感を煽りました。しかし、後述するように、法人の財政運営の失敗は隠していました。

こうして2012年5月10日、被告法人の吉野賢治理事長（当時）は、「第２次財政安定化協議会」の主査である三友宏財務担当常務理事（総務担当常務理事を兼任）に「第５部会『カリキュラム改編部会』に対する法人の基本方針について」と題する以下の内容の通達（資料17）を出し、カリキュラム改革を実施するよう号令をかけました。

「１．　この間の志願者の減少、入学者の激減、法学部の定員割れ、卒業時の就職内定率の低迷は、本学の教育システムが受験生、保護者、高校関係者、企業等からの支持を失いかけている兆候と受け止め、この際、抜本的な対策を講ずること。

２．＜略＞

３．　法人の財政が悪化の一途を辿り、その支出の約６割を占める人件費が財政再建の課題となっている中、主要科目以外の科目で削減できるものは大胆にこれを進めること。」

法学部の定員割れ等への対処が必要というなら、対策はカリキュラムの改革にとどまりません。そもそも、受験生は大学のカリキュラムの内容を逐一検討して志望校を決めるわけではありません。ところが、この通達の表題にあるように、「法学部の定員割れ」→「抜本的改革」としてのカリキュラム改革の必要性が、短絡的に主張されています。

定員割れは、「カリキュラム改革」の号令を出すきっかけとなったことは間違いありませんが、真の原因は、法人の資金運用の失敗と、新学部設置構想にありました。資金運用の失敗が動機の一つであることを窺わせるのが第３項目です。

ここでは、「法人の財政が悪化の一途を辿」っており、「法人の支出の約６割を占める人件費（の削減）が財政再建の課題」である、と述べられています。いまこの点を措くとしても、そこから「主要科目以外の科目で削減できるものは大胆にこれを進め」よとする指示は、明らかに短絡的で、人件費節約のための「カリキュラム改革」の指示であることが分かります。

冷静に考えれば、カリキュラム改革を行っても、人件費が大きく削減され、財政状態が劇的に改善されるわけではありません。例えば、専任教員が担当する科目を廃止しても、彼らをすぐには解雇できませんから、ほとんど人件費の節約にはなりません。

特に、被告がこの時点で雇用していた専任教員の数は、「大学設置基準」の「別表一」と「別表二」の規定による最低人数の６９人であり、専任教員の数をこれ以上減らすことは法令違反となり、出来ませんでした。

結局、「カリキュラム改革」で人件費を節約するには、非常勤講師の担当する科目を廃止するか、担当コマ数を減じるほかありません。それでもその人件費節約効果は、１コマで年間４０万円程度にすぎません。５０コマを減じても２０００万円程度で、年間５０億円もの被告の財政規模からすれば、微々たる額です。

こんなことは明白なのですが、法人が財政問題を理由に非常勤講師のコマを削れと指示したのは、法人が資金運用に失敗し、１０万円、２０万円を問題にしなければならないほどの危機感を持っていたことを示していました。

すなわち被告は、2003年頃からソブリン債（外国政府機関または国際機関が発行する債券。円建てでなく外貨建てであれば、為替リスクを伴う。すなわち円高になれば損をする）に投資し、2007年頃からはソブリン債を投資対象とする「グローバル・ソブリン・オープン投資ファンド」という元本保証のない投資信託に手を出し、折からの円高で、先の理事長通達を出す直前の2012年3月31日現在では、約５億２千万円もの簿価割れを起こし、２４億円超もの資産を「塩漬け」にせざるをえなかったのです（資料18-11枚目）。

当時、法人は、中央学院大学の６号館の建設のための未返済金(約６億円)や、中央学院大学中央高等学校の新築工事のための新規借入金４億８７００万円（資料18-2枚目）等、長期借入金１０億８０００万円を抱え（資料18-10枚目）、大学単体だけでも、毎年２億２０００万円を返済に充当していました（資料18-4枚目）。もちろんこの債務は、投資信託を売却して弁済することもできましたが、売却すれば「資産売却損」として「消費収支内訳表」に記載しなければならず、資金運用の失敗が露見してしまいます。被告は、法学部の定員割れで危機感を一層募らせ、なりふり構わず支離滅裂な通達を出し、暗に非常勤の担当する科目やコマをカットせよと命じたのです。

なお、この2012年のカリキュラム改革の理事長通達の背後には、新学部設置構想があったことも指摘せざるを得ません。当時の椎名学長等は、新学部の設置構想を抱いておりました。

一つの学部を設置するには、前述の通り、文科省令「大学設置基準」に基づいて、一定数の専任教員を雇用しなければなりません。当時すでに商学部は定員割れを起こしており、2012年度には法学部（定員300）でも一割程度の定員割れを起こしていました。定員割れしている大学に新学部の設置を認める場合には、既存の定員の枠内でやりくりしなければならないのは、この業界の常識です。

中央学院大学の２学部の総定員は７２０（商学部４２０、法学部３００）で、これを３学部にする場合、専任教員の数は、新学部の教育の体系性を維持するために、最低でも２０名程度を増やさなければならず、人件費は完成年度（設置後４年目）には、ざっと２億円近くの増加が見込まれるのです。要するに、定員割れしている大学の新学部設置は、人件費の嵩む事業なのです。

椎名学長等は、このことを知っているからこそ、新学部設置のための資金を少しでも捻出すべく、あのような理事長による支離滅裂なカリキュラム改革の通達を出させたのです。この通達によって行われたカリキュラムが、大学基準協会の「認証評価結果」において、酷評さ

れ、改善勧告が出されたことは、原告準備書面で指摘されている通りです。

法人、特に椎名市郎学長(当時)や三友宏財務担当常務理事は、資金運用の失敗を隠して、ＦＤ（ファカルティ・ディヴェロップメント）では、ＦＤの本来の趣旨とは全く無関係であるにもかかわらず、法人の財政問題を扱い、専任教員に法人財政は「赤字」だとの危機感を煽り、また法学部教授会に乗り込み、カリキュラム改革を促しました。このＦＤでは、もちろん、この約２４億円もの資産を「塩漬け」状態にさせていることも、新学部設置構想があることも明らかにされませんでした。

非常勤講師の人件費を削るという彼らの並々ならぬ決意は、椎名学長を座長に、両学部長と数名の教授等によって構成された「第５次カリキュラム改編委員会」が、この2012年度に、合宿を含めて１２回もの会合をもったこと、改革により５２コマの削減をおこない、３０コマを新設したことを成果として記述していることからも分かります。

削減されたコマの大半は、語学でした。すなわち、法学部の５コースのうち３コースでは、語学の必修単位を８から４に削減し、数十コマを削減しました。また私が担当していた「ＥＵ法」等の外国法科目や、「法社会学」といった基礎法も削減され、他方、法学教育とは全く無縁の「キッズスポーツ論」「シニアスポーツ論」「トップスポーツ論」等が新設されました。

なお、中央学院大学に限ってみるならば、20111年度の「消費収支内訳表」によると、支出に占める人件費に割合は５２．４％（１９億８６００万÷３７億９３００万、資料18-6枚目, 18-8枚目）であり、全国平均とほぼ同じで、大学の人件費が大学財政を圧迫しているという事実はありませんでした。

それもそのはずです。先述の通り、被告は、資金運用の失敗のため、専任教員の数を絞りに絞って６９人にまで減らし、「大学設置基準」が定める最低水準を辛うじて維持していました。そのため、『週刊ダイアモンド』誌の2012年9月29日号が公表した全国大学ランキングをみても、専任教員１人当たりの学生数は中央学院大学では４８．０人であり、その下には千葉商科大学の４８．３人があるだけで、この点では全国５６０大学中５５９

位でした（資料19）。

なお、法人全体の支出に占める人件費の割合は、2011年度の「消費収支内訳表」によると５６．７％（３１億９０００万÷５６億３０００万、資料18-6枚目, 18-8枚目）で、決して「不健全な」数字ではありません。理事長通達における「約６割」という表現も、誇張した表現です。

私の担当する「ＥＵ法」が廃止された責任の一端は、このように法人にあります。

18. 法学部教授会による「ＥＵ法」の廃止

法人の「赤字宣伝」に洗脳された法学部の専任教員たちは、2012年5月からカリキュラム改革を急ぎます。法人の理事長が指示した財政再建のための科目削減が優先され、教育的観点は軽視されました。

カリキュラム改革の審議は「教育戦略委員会」（委員長：内村國臣教授）で行われ、委員会の提案が教授会で審議・決定されました。

法学部にある各コースから、5月15日に科目の統廃合の提案が出されましたが、当初は「ＥＵ法」の廃止案はまったく出ていませんでした（資料20）。

その後、教育戦略委員会と教授会で「ＥＵ法」の廃止が決定されました。その議論の過程はまことに不可解で、今日に至るまで団体交渉の議題になっていますが、少しも解明されていません。教育戦略委員会と教授会の音声録音を調べれば
明らかになるのですが、被告は解明する気さえありません。

はっきりしていることは、カリキュラム改革の原案を作成したのが教育戦略委員会の中心

人物の３人であったことです。すなわち教育戦略委員会の委員長である内村國臣教授、大村芳昭法学部長、Ａ准教授の３人です。

実はこの３人は、土橋法学部長時代の2011年3月29日に、既存の専任教職員組合とは別の「中央学院大学労働組合」を立ち上げた中心メンバーでした。新組合の委員長は大村教授で、他の2人は執行委員でした。組合設立の最大の目的は、自派の准教授たちの昇進の実現でした。というのも、人事権を持つ教授の多数を握る土橋派によって、准教授の教授への昇格が阻止されていたからです。

このグループ（以下、大村派と呼ぶことにします）に属するＡ准教授の教授への昇進申請が、2010年12月16日の教授教授会で、結果的に認められず、組合結成に至ります。この教授教授会では、審査委員会の３人全員一致で「昇格にふさわしくない」として、Ａ氏に申請の取り下げを勧告したため紛糾し、結局、申請は取り下げられました。翌2011年1月の法学部教授会で、大村派はこの昇格問題を取り上げ、これがアカハラである等と主張し、紛糾しました。

この新組合は、2011年5月15日付で、法学部長の土橋氏が2007年に行った「平和学」担当の専任教員人事が、違法であることを理事長に告発しました。すなわち土橋氏は、同郷であり、かつ中央大学法学部・同大学院の後輩である川久保氏を専任教員化するために、人事に関する法学部内手続きを無視して法人から専任枠を確保したこと、また採決にあたり、一旦否決されたものの、土橋派は＜白票をカウントしない＞との緊急動議を通して再投票を行わせ、この人事を通したことを批判しました（甲２２号証）。

専任教員のこの新組合は、法人と団体交渉を行い、恣意的な人事やパワハラ・セクハラを理由に土橋法学部長の処分を要求しましたが、法人に拒否されました。

そこで新組合の組合員は、法務省人権局に１２件の人権救済の申立ても行いました。このうちＡ氏の件だけが受理され、調査が行われることになりました。理由は、①2010年12月16日の法学部の教授教授会で、審査委員会がご本人の教授への昇格申請を否決し、

取り下げ勧告を行った際に、土橋氏がＡ氏について名誉を棄損する発言を行ったこと、②翌日、Ａ氏が土橋法学部長にその理由を問うと、「お前の論文など･･･」云々と、多衆の面前で名誉を毀損された、ということのようです。

2010年12月17日の講師控室でのお二人のやり取りなら、私が目撃していました。というのも、講師控室で私が土橋法学部長と話をしていた時のことだったからです。真相はこうでした。Ａ氏が現れ、前日の人事の結果について理由を問うと、土橋法学部長は、「非常勤の小林さんのいる前で、そんな話できないだろう。いま大事な話をしているんだ。出て行ってくれ」と述べ、Ａ氏は出ていきました。すでに休み時間を過ぎていましたので私はすぐに授業に向かい、そのためその後の控室の外での両者のやり取りについては全く知りません。

千葉法務局は講師控室でのお二人のやり取りについて調査したいとのことで、私と、講師控室に勤務していた嘱託職員２名を指名しました。こうして2011年9月16日、任意の事情聴取が大学内で行われることになりました。内村教授からも聞き取りが行われていました。結局、控室の嘱託職員とそばで聞いていた私の証言により、講師控室内での人権侵害はなかったとの結論が出たようです。全体としては人権侵犯事実の確認をすることができず、「侵犯事実不明確」として処理されました(資料21)。

Ａ氏の申立ての内容は、講師控室において起こったことに関する限り事実と異なるので、私は見たまま聞いたままを証言しました。私が事情聴取に応じることは、当然にもＡ氏に伝わり、事情聴取前に電話がありました。私が、予定していた証言内容について話すと、Ａ氏は「そうではなかった」と主張し、不満をもらしていました。

当時、専任教員の新組合は、土橋法学部長を何とかして引きずりおろそうとして、法人との団交、学内人権委員会への申立て、千葉労働委員会への個別労働紛争の斡旋の申立て、そしてこの人権救済の申立て等、あらゆる手段を講じていましたから、彼らの目には、私は土橋氏を擁護する悪人と映ったことでしょう。

2012年に審議された法学部のカリキュラム改革において、戦略委員会委員長の内村氏

が、「ＥＵ法」の廃止案を決定し、教授会に提出し、決定されたのは、彼らの報復によるという疑いが濃厚なのです。

19.「ＥＵ法」復活提案の否決

「ＥＵ法」の廃止の決定が法学部教授会でなされたとの情報を耳にした私と、組合書記長であるＢ非常勤講師は2012年10月30日、大村法学部長を訪問し、「ＥＵ法」復活の提案をするようにと説得に当たりました。詳細は省略いたしますが、大村法学部長の「ＥＵ法」についての理解はまったくお粗末でした。説得の結果、彼は教授会で、復活の提案をすることになりました。この説得には２時間以上を要しました。

このことは土橋氏にも伝え、教授会で賛成するようにお願いしました。当然、復活提案が通ると思われました。ところが教授会は、大村法学部長の復活提案を否決してしまいました。誰がどういう理由で反対したかは、漏れて来ません。土橋氏による箝口令が敷かれていました。反対したのが誰であるかを示唆したのは、椎名市郎学長でした。組合が行った学長と三友常務理事との懇談の際でした。

私は全く呆れてしまいました。学位論文の書籍化や教科書の出版まで手伝ってもらい、私に感謝の書簡さえ送った人物が、その恩義も忘れ、事もあろうに私の担当していた「ＥＵ法」の廃止の旗振りまでするとは。

彼の動機は単純で、後年、舘教授が以下のことを明らかにしてくれました。

カリキュラム改革の件で、大村法学部長を厳しく追及していた小林等の組合が、「ＥＵ法」の復活交渉で大村法学部長と手を組んだと土橋氏は考えた。土橋氏は、大村法学部長を、2014年5月に予定されている学長選挙に立候補させないために、学部運営で実績をあげるのを阻止すべく教授会で学部長提案に悉く異議を唱えていた。（確かに土橋氏は、

私たちの組合による大村法学部長の追及を煽っていました）。「ＥＵ法」復活提案で計算が狂ってしまい、両者を反目させるには、小林の担当する「ＥＵ法」の復活を潰すしかない、と土橋氏は考えた。

大村法学部長による「ＥＵ法」の復活提案については、「親分」である土橋氏から「潰せ」との指令があり、舘教授や堀教授等が発言してこれを否決した。

20. 「ドイツ語」担当専任教員の後任人事

法学部で「カリキュラム改革」が審議されていた2012年度には、2013年3月をもって定年退職する「ドイツ語」担当の内村教授の後任人事も問題になっていました。

土橋氏は、私には以前から、内村教授の後任として推すと言っていました。2012年6月8日には、＜来週、臨時教授会があり、カリキュラム改革の件で語学の取り扱いも議論されるので、内村教授（ドイツ語）の後任補充を行うことを発議し、「私（＝小林）の人事を進める」＞と述べていたことが、日記に記録されています。

7月4日には、土橋氏は私に電話を架けてきて、本日の教授会で「ドイツ語の専任の補充問題を扱う」とわざわざ知らせてきました。8月14日には、電話で、8月28日または9月末の教授会の際に、ドイツ語の後任人事案を発議するとのことでした。

10月11日、土橋氏と話すと、昨日の教授会で、ドイツ語は非常勤の補充で行うと決まったとのことでした。私はあっけにとられました。

後に舘教授が、教授会で内村氏の後任の専任教員の補充人事が問題になった際、土橋氏が＜理事会は語学では専任教員の補充を認めない＞旨の発言を行ったため）、皆もそういうものだと思い、ドイツ語の専任教員の補充はしないと決定したことを明らかにしてくれ

ました。土橋氏は私には自分が補充人事を行うことを潰していたことを隠し、＜内村はひどい奴で、小林さんが専任教員にならないように、自分で後任は必要ない＞と主張して、それを教授会は承認した、と説明していました。

その後、2012年10月29日に、「ドイツ語」担当の非常勤講師（１名、４コマ担当、週２日出講）の公募がありました。土橋氏は、自分が審査委員長で人事を決められるからと、私に応募するように促しました。仕事を多数抱えていた私は、週４コマも担当できないというと、２人で担当すればいいということで、非常勤講師のＢ氏（全国教職員組合書記長）にも、当時ポーランドにいた私の妻も応募するよう促しました。11月12日にはわざわざ電話を架けてきて、私または私の妻が応募するようにと促しました。

こうして職場復帰を願っていた私の妻と、Ｂ氏が応募したのですが、採用されませんでした。土橋氏は確かに審査委員長でしたが、この２人のために発言等の影響力を行使しなかったことは、後に審査委員であった中畑教授（英語）が明らかにしてくれました。

21.「雇用対策法違反」による年齢制限と私の排除

舘教授と親しく言葉を交わすようになり、私が雇用された経緯等について色々お話ししました。舘教授は、齊藤信宰氏や土橋氏が、法学部長として専任化の約束をしながら果たさなかったこと、特に土橋氏が専任化を餌に学位論文の書籍化や教科書の出版を手伝わせたことを知って怒り、私にその証拠を見せるようにと要求されました。そこで私は、スキャナーで読み取ったもの、校正・校閲したもの、文献目録や索引等をパソコンからプリントアウトし、見て頂きました。

確信を持たれた舘教授は、土橋氏を問い詰め、「自白」させたそうです。また舘教授は大村法学部長を訪ね、「政治史」担当の土橋教授の後任補充人事を１年早めて行い、私を採用するようにとの申し入れまでなされたとのことです。その際、大村法学部長が、椎名学長と相談するとのことだったので、舘教授は椎名学長も訪ね、申し入れまで行ったとのこ

とです。

詳細については省略しますが、椎名学長が反対したことが決定的だったようです。

2014年9月、土橋氏教授の定年退職に備えての「政治史」担当教員の後任補充のための公募が行われました。大村法学部長等は、私が応募することを当然に予想していましたが、私の採用を阻止するため、採用者の職位を「准教授または専任講師」としました。審査委員会の主査に指名された李憲模教授は、教授会で「若い人」を採りたいと、すかさず述べました。

驚くことに、実は大村法学部長は、「専任教員の採用に際して年齢構成を考慮した職位設定を行う」ことを、2014年6月17日に、すなわち現学長・佐藤英明氏が前学長から学長職を引き継ぐ際に報告し、了解を取っていました（資料22）。これは、募集職位を「准教授または専任講師」とし、募集要項に年齢要件を付さずに若い人を教員として採用することを報告したものです。佐藤現学長は、これが違法であることには全く気づかなかったようです。

以下に述べる雇用対策法１０条に違反して行われた人事、すなわち「政治史」を担当していた土橋氏の後任人事は、私を排除する目的が明白であり、不当労働行為でもあります。

先述のとおり、舘教授は、すでにこの半年前に、大村法学部長を訪ね、土橋氏の後任として私を即刻採用するための人事を行うよう求めていました。この要求は拒否されたのですが、2014年度中にはこの人事は行わなければならず、大村法学部長は、私が応募することを、当然に知っていました。

詳細は、私の組合が舘教授および平澤教授と協力して作成した文書(資料23)

を添付しますので、簡潔に述べたいと思います。

さて、公募書類においては、採用後の職位は「准教授または専任講師」で、年齢制限は付されていませんでした（資料24）。そのため、全国から私を含めて６１名が応募しました。中には、他大学の現職教授が２名いたとのことです。自分の大学の定年よりも中央学院大学の定年が７０歳と遅いため、職位が下がってもいいと応募したのでしょう。

人事を司る2014年12月17日の法学部の教授教授会では、審査委員会の主査・李憲模教授が冒頭、「３０代から４０代半ば」で線引きしたことを明らかにしました。そのため舘教授が、雇用対策法１０条の条文を読み上げて、公募採用の場合には、原則として年齢制限をすることは許されず、年齢制限をするにはその理由を公募書類に明示しなければならないことを指摘し、人事を即刻中止するよう主張しました。しかし、大村法学部長はそれを無視して人事を強行し、審査委員の誰かの意中の人物を採用しました。

舘教授と私を含めた執行委員数名は、この件で12月27日に厚生労働省を訪れ、告発し、即日受理されました。恐らくこれは、同条の摘発第１号であるとのことでした。2015年1月30日には、千葉労働局が被告に行政指導に入りました。

この違法行為の被害者はもちろん私一人ではないのですが、私にはチャンスさえ与えないという意図が明白であり、不当労働行為であることも明白です。

佐藤英明学長等によるこの事件の処理の仕方は、全く不可解でした。

すなわち、

① 告発した舘教授や会議に出席していた他の教授からの事情聴取を全く行わずに、大村法学部長等の言を鵜呑みにし、2015年1月17日の団体交渉においては、「誤解されるような発言はあったが、違法行為はなかった」と断言しました。

② 同年2月27日の団体交渉において、佐藤学長は、すでに1月30日に千葉労働局の行政指導を受けた後でもあったためでしょうか、「雇用対策法１０条について認識不足でした」と発言しました。組合が当該法学部教授教授会のテープを流し、音声記録の反訳を突き付け、大村法学部長等の違法行為を明らかにしても、後述するように法人の柴谷顧問弁護士は、「違法性は阻却される」「違法性は治癒される」との発言していました。

③ その後3月25日の電話で、三友常務理事は私に、大村法学部長行以下４名を処分することを約束しましたが、佐藤学長は結局、就業規則上の処分は行いませんでした。

④ 事件の公表と被害者への謝罪も行いませんでした（なぜか私に対してだけ、佐藤学長や三友常務理事等が口頭で謝罪しました）。

コンプライアンスや「公正な社会観と倫理観」など、まるでどこ吹く風いったと様子です。

舘教授の陳述書にも一部述べられているように、こうした佐藤学長の態度は、被告の柴谷晃顧問弁護士の当初の態度に影響されていたことも、指摘せざるをえません。

すなわち同弁護士は、当初、

① 「雇用対策法」１０条に対しては、文科省令「大学設置基準」７条３項（年齢構成への配慮義務）で対抗でき、違法性は阻却される、
② 舘教授の警告を承知の上で教授教授会の皆が採決したのだから「違法性は治癒される」、
③ 小林を含めた４０代半ばより上の者が採用されなかったことと、この「違法行為」との間には因果関係はない、
④ 応募者が正当な審査を受ける権利など存在していない、

と主張していました。

まさに暴論・妄論です。

この主張に依拠してか、当の大村法学部長は、団体交渉において、「因果関係はない」と主張し、謝罪を拒否しました。今もって当時の法学部長や審査委員の計４名は、謝罪さえしません。

この項の冒頭でも述べましたように、この違法行為は、佐藤学長の了承のもとになされたものです。己の不明を恥じ、自分自身を処分することなくして、法学部長以下を処分することなど、どうしてできましょうか。できません。

22. 組合書記長の排除

私や私の組合の組合員の専任教員化を阻止しようとする大村法学部長の行動は、異常としか言いようがありません。それは以下に述べるように、組合書記長のＢ氏の「排除」にもあらわれています。

前述の「政治史」の公募と同様に、2014年のこの年には、「東洋法制史」の公募も行われました。翌年（2015年）3月末で定年退職する堀毅教授の後任補充人事でした。

法制史を管轄する部会は、堀教授（東洋法制史）、舘教授（民法）、それに新任の野口専任講師（憲法）の３人で構成されていました。部会では、「東洋法制史」ではなく、「西洋法制史」で公募することをすでに決定していました。

堀教授は秦律・漢律を専門としていました。舘教授によると、法学部を立ち上げる時、「東洋法制史」は堀氏一代限りとし、その後の専任ポストは「日本法制史」または「西洋法制史」に切り替えるとの合意があったとのことです。このことを知っていた舘教授は、必要な法制史の専任教員は「西洋法制史」または「日本法制史」を専門とする者であると主張し、公募科目は「西洋法制史」とすることで決まっていたとのことです。秦律・漢律に学生は関心を

示さず、小規模の大学ではこれを専門とする専任教員を雇用するのは経済的ではない、という考慮も働いたようです。

ところが、堀教授が心変わりし、大村法学部長に「東洋法制史」で公募したいと報告し、働きかけたようです。大村法学部長は早速、新任の野口専任講師をつかまえて、「東洋法制史でいいですよね」と迫り、前代未聞の「介入」をしました。

教授会の当日、大村法学部長が「東洋法制史」で公募することを明らかにしたため、舘教授が抗議すると、部会では２対１で「東洋法制史」ですと述べ、採決を行い「東洋法制史」での公募を強行しました。

実は、法学部で2011年4月から２科目の法律専門科目を担当していたＢ非常勤講師は、ドイツ法制史に関する学会論文も持ち、公募科目が「西洋法制史」であったならば、有力な候補者となり得ました。大村法学部長は、先述した2012年度の法学部の「カリキュラム改革」に際して、鋭い追及と批判を行っていた組合書記長のＢ氏が応募できないようにするため、堀氏の公募科目変更の希望をこれ幸いとばかりに受け入れ、部会決定に介入したのです。これも「立派な」不当労働行為です。

ちなみに、「東洋法制史」で採用された専任教員は、堀教授の知人で、専門はやはり秦律・漢律です。彼の専門演習には学生は全く来ず、2017年度の「専門演習Ⅰ」と「専門演習Ⅱ」の履修者はゼロでした。こういう結果になること、そして今後もこのような状態が続くことは、はじめから予想されていたため、舘教授は「西洋法制史」を主張したのでした。

23. 労働の正当な対価の請求

先述の通り、2009年11月の御茶の水書房での出版交渉の際に、同書房の社長は、スキャナーでの読み取りと復元の代金について明らかにしていました。欧文交じりの場合、１頁に

つき1200円～1500円です。このことは、もちろん土橋氏も聞いています。

同日、書房からの帰路にある喫茶店で、同氏がこの作業を私にさせようと説得した際に、「費用は払う」と述べていましたから、同年12月4日に私がこの仕事を引き受けた際には、当然にも正当な報酬が支払われるものと思っていました。
ただし、この時には、金銭の授受についての約束は全くありませんでした。

土橋氏から送られてきた学位請求論文は約800頁もありました。寝食を忘れての作業ですから、100万円程度が支払われるものと思っていましたが、なんと10万円でしたので、この点を指摘すると、「まだこれから払うから」とか「もっと大きなものがくるのだから」と、専任化がその対価であることを示唆していましたので、私は「それとこれとは違う」と申し上げました。

校閲・校正に対して、当初は５万円、その後５万円が、また文献目録や索引の作成に対して５万円が支払われました。私は、校閲は単純作業ではないので単価が違うことを指摘し、正当な報酬を支払うように要求しましたが、相変わらずの答えでした。校閲は、誰でもできるという仕事ではありません。相場はあってないようなもので、それでも難易度により、１字につき５～１０円は普通です。

私は、書籍完成後も、口頭で何度も請求しましたが、相変わらずです。特に2012年度のカリキュラム改革で、「ＥＵ法」復活の学部長提案を、土橋氏が潰したことを知って以降は、何度も請求しました。

2013年4月9日に土橋氏は、組合書記長のＢ氏が同席している前で、私に「お前の運命は・・・・」と言いながら、左手の掌の上を右手の人差し指でポンポンと叩きます。あまりにも無礼な態度に私は激怒しました。専任化を餌にして学位論文の書籍化のために私を奴隷のように使用したことを当然視し、「感謝」は口先ばかりであることがはっきりした瞬間でした。私は、学位論文の書籍化の労働の対価として、未払い分475万円を改めて請求し、請求書を後日送ることを通告しました。Ｂ氏も同席していました。その後、請求書を手渡しましたが無視されたため、5月7日にＢ氏が同席する場で再度請求しました。

支払う気配が全くないので、再度請求書（2013年9月4日付）を作成し、手渡しました。それでも全く反応しないので、同年10月15日、Ｂ氏の同席のもと、同一書面を再度手渡し、同年11月15日までに支払うよう督促しました。請求書を見た土橋氏は、「今、大事な時なんだから、こんなことしちゃいけない」「金は払ってある」等と述べましたが、私は「請求した額は頂いてない。やった仕事には、ちゃんと払ってください」と返しました。

10月18日、舘教授に呼ばれて研究室にお伺いすると、土橋教授もいました。土橋教授は債務の弁済から逃れるために、人事――自分の後任の「政治史」での人事――の話をしましたが、私は「債務の問題と人事の問題は別です」と述べ、支払うよう督促しました。

10月19日、舘教授から電話があり、次のように語りました。昨日あの後、土橋氏が一緒に来てくれとのことで、2人で大村法学部長を訪ね、大村法学部長に自分（＝土橋氏）の後任人事を１年早く発議するよう要望した。大村法学部長は、椎名学長の裁可が必要と返事をした。（土橋氏は、専任化でこの債務を弁済しようとしたのですが）、舘教授は土橋氏に、「払わないといけない」と助言したところ、土橋氏は「女房と相談しないと」と返事。舘教授は、「５００万円の請求は安すぎるくらいだ」と土橋氏に述べた――と。

11月10日、舘教授の仲介で私は土橋教授と会い、土橋教授は舘教授が用意した念書（資料25）――債務(475万円)の存在を確認し返済計画を定めたもの――に署名しました。この書面には、立会人として舘教授も署名しました。同書面は４通作成され、同席していたＢ氏を含めて各自が１通を保管することになりました。

この書面の文言からも明らかなように、４７５万円は、私が土橋法学部長(当時)の学位請求論文の書籍化にあたり行った労働の対価の一部です。土橋教授は、ご自身が担当する「政治史」の後任人事においても私の専任化に努力し、また来年（2014年5月）の学長選に勝利したら学長権限で私の専任化を行い、この約束を果たすと述べていました。

なお、翌年2014年3月には、何度か土橋氏に、学長選対策と称して呼び出されました。舘教授も、時には組合のＢ氏も同席していました。学長選に勝利したら私を専任化するから、マニフェストを書いてほしいとのことでした。

24. 法人による専任教員化の動き

首都圏大学非常勤講師組合は、被告との団体交渉において、専任教員の義務的担当コマ数を上回るコマを担当している私の専任化を要求していましたが、椎名市郎学長がいつも拒否していました。

しかし、法人の中には、私を専任化すべきとの声があり、私にも直接・間接に伝わってきました。

2010年12月9日には、土橋法学部長がこう語っています。土橋氏が、前日に行われた中央学院大学の卒業生の懇親会において、三友常務理事に、私を専任化するよう要求すると、柏忠治法人事務長も同調した―と。

柏法人事務長は、2011年4月22日には私を呼び止め、20日の会議で三友常務理事が私の私学共済加盟を提案したので、「そんなことより小林さんを専任にすべきだ」と主張すると、三友常務は「柏さんは真剣にそう考えているのか」と発言し、議論になったとのことでした。このことは、その会議に出席していた土橋法学部長も、前日の21日に私に、「柏法人事務長が小林さんの専任化を主張していた」と語っていました。

同年5月12日には、柏事務長が講師控室にお見えになり、私のいる前で土橋法学部長に、私を「はやく専任として雇うように」と進言していました。

法学部でカリキュラム改革が審議されていた2012年11月19日には、団体交渉の事前折衝で柏事務局長とお会いする機会がありましたが、同局長は、＜昨日土橋さんに、小林さんを専任にするように＞と進言したことを明らかにしました。
この時点では、土橋氏はすでに法学部長ではありませんでしたが、彼が真剣に取り組めば、

私の専任化はなお可能であると、同事務局長はお考えになったのでしょう。

法人の事務局長が独断で法学部長にこのような進言をすることは考えられず、私は、私の雇用の仕方が異常であるとの認識が法人の中にも浸透しつつあり、その認識が柏事務長の進言となっていたものと理解していました。法人は、教授教授会が通れば、私の専任化を受け入れることを、事務局長を通じて伝達したものと、私は感じました。

私が委員長を務める全国教職員組合は、訴状に記載されている通り、私の専任化を求めて団体交渉を頻繁に行ってきましたし、現在でも行っています。

2014年2月27日に被告本部棟の７階大会議室で行われた団体交渉において、雇用対策法１０条違反の追及が行われ、また私は労働契約法２０条について、資料を使って説明し、私の待遇が同法違反であることを主張しました。

すると三友常務理事が突如として休憩を要求され、法人側参加者全員を促して退室しました。しばらくして全員が戻ってきましたが、法人側全員が下を向いて沈黙していました。私は、三友常務理事が休憩中に、私の専任化を提案したが、佐藤学長の拒否に遭ったと思い、少人数での折衝を提案しました。別室で行われた協議において、こちら側から専任化を要求すると、案の定、佐藤学長が「手続き上無理」だと主張しました。

後日、私の勘が当たっていたことが明らかになりました。すなわち、団体交渉においての休憩時間中に、三友常務が私の専任化を提案すると、島田法人事務局長をはじめ職員全員がこれを支持したが、佐藤学長と大村法学部長が反対したことが、漏れ伝わってきました。大村法学部長は「政治史」での私の専任化を阻止するために、雇用対策法１０条違反の人事を行った張本人であり、佐藤学長はこの違反を隠蔽し、調査もせず、組合にそのような事実はなかったと回答した人でした。

2016年5月7日の団体交渉においても、組合は専任化を要求しました。この団体交渉において企画・労務担当理事の寺島氏が、私に、雇用の経緯等について明らかにする文書を

提出するようにと提案されましたが、私は全く気乗りしませんでした。というのも、かつて同じようなことがあり、結局、専任化は実現せず、正式な回答さえなかったからです。

すなわち、学長や常務理事との懇談の席で、顧問弁護士より、私を専任教員として雇用した場合に、大学にどんなメリットがあるかを明らかにするようにとの要望があり、私が研究・出版計画でよいかと尋ねると、それでいいとのことでした。こうして私は、1か月かけて共同研究者や出版社等の了解を取り付けて詳細な研究・出版・資金計画書を作成し、2015年3月に提出しました（資料26）。しかし、やはりだめでした。こちら側から尋ねるまで回答もなく、ただ「ダメでした」とのことでした。理由も明らかにしません。まったく失礼な話です。

今回もどうせ同じだろうと思いつつも、寺島理事の折角のご提案だったので、私は雇用の経緯等について書面にし、2016年6月2日付で理事長に提出いたしました。

寺島理事は、この書面に基づいて理事会等で私の専任化を提案してくださったようですが、佐藤英明学長が強行に反対したため、私と組合には金銭解決の提案しかできなかったようです。椎名市郎前学長も背後で同様に反対していたようです。私の訴えに真剣に向き合おうとしない「実力者達」の中で、寺島理事はご苦労されたようです。私に年間４８０万円を支払うという案で理事会を説得するのにも、ご苦労されたことと推察いたします。

本件提訴から8か月以上経った2017年7月11日の団体交渉においては、4月から総務担当常務理事に昇格していた寺島氏が、①この事件は大学の中で起こったことなので大学内で解決すべきだとふと気づいた、②学生の利益が第一である、と述べ、③したがって明日の経営会議で小林さんの専任化を提案する、と明言されました。

この団交の席で、さらに寺島常務理事は、我孫子市長を退任した福島浩彦氏を研究所の教授として採用した例を挙げました。すなわち福島氏を雇用したいとの児玉理事長（当時）の希望を、椎名市郎学長（当時）が受け容れ、舘幸嗣研究所長（当時）が、所員の田村助教授の反対をおして、福島氏を採用する決定を行った例です。（この経緯については舘教授の陳述書にも記述されています。）

こんなことは団交の席で私や組合員に明らかにする必要はないことは明らかであり、この発言が、隣に座っていた佐藤学長に対しての強いメッセージであり、翌日の「経営会議」で行う提案の具体的内容であることは明らかでした。同席していた柴谷晃顧問弁護士も、「俺は小林さんを法学部にぶち込め、といつも言っているんだよ」「法学部が締まるから」と発言し、私を専任化するよう法人に助言していることを明らかにしました。

こうして、経営の最高幹部の中では、佐藤学長が私の専任化に強硬に反対していることが、浮き彫りになりました。

しかし案の定、2017年7月12日の経営会議では、寺島常務理事は佐藤学長の説得にまたもや失敗したようです。

その後に開かれた理事会で、進藤理事長が私の専任化について理事に意見を問うと、発言者で賛成もしくは中立の者は１～２名で、ほとんどが反対したとのことです。大学創立５０周年記念式典が私たちの行動によって妨害されたこと、また私たち組合がブログにおいて専任教員の実名を挙げて批判していることが、反対理由とのことでした。

反対の理由など、いくらでも述べることができるものです。専任化の意向や約束をして私を雇用した経緯や、その後の不当な理由によりコマ削減措置、私や書記長に対する不当労働行為や法律違反等を、理事たちは知っているのでしょうか。

佐藤英明学長等がこうした事実と真剣に向き合わないから、私や組合、そして支援者の抗議行動が生まれ、現在の事態を出来せしめたのです。

24. 専門科目４コマの負担

被告第６準備書面は、私が週６～８コマという多数の授業を持ったことについて、「経済合理性等を考えて原告の方が進んで本学の授業担当依頼を受け入れてきたのだと推察される」（１７頁）などと主張していますが、私が被告の大学で、互いに近接していない多数の専門科目を担当していたという事実を一顧だにしない、呆れた主張です。

私が受け入れたのは、「経済的合理性を考えて」のことではなく、専任化の意向を示されたからです。

弁護団も被告の主張に呆れて反論をしていないので、多数の専門科目を担当することが、決して経済的にも合理的ではないどころか、私の場合には、私の当時の研究・出版の計画を中断させ、道を大きく曲げたことを示しておきたいと思います。

語学の教員が、１日に同一の大学で多数の同一の語学の授業を持てるならば、確かに時間的にも、したがってまた経済的にも合理的です。準備等にかかる１コマ当たりの時間は、担当コマ数が多くなるにつれ逓減するからです。これは専門科目であっても、それが１科目ならば妥当します。

しかし、多数の専門科目を担当する場合には、妥当しません。

私が担当していた専門科目名は「ＥＵ法」「国際関係論」「社会学」「社会学概論」です。「社会学」と「社会学概論」は、一見すると近接科目のように見えますが、そうではありません。私は「社会学」では、前期に女性問題を、後期に日本とドイツの外国人労働者問題を扱い、教職科目である「社会学概論」では、社会思想史を講義しています。

要するに、この４科目は決して近接科目ではないのです。

しかも、「ＥＵ法」「国際関係論」「社会学（女性問題、外国人労働者問題）」の３科目は、扱う対象自体が日々変化しており、この情報を収集するだけでも、日々大変な時間

を要します。

被告準備書面の執筆者は、外国研究、とりわけ日々動いている外国研究が何たるかを全く知らないようです。母国語ではなく、外国語で書かれた情報を読み解く苦労も知らないようです。その苦労を知らなくても、通常の人は想像できます。

語学の苦労は、研究対象が日々変動していることで何倍にもなります。私の担当していた「ＥＵ法」の場合もそうでした。

例えばＥＵの加盟国や新規加盟予定国は、2004年に既存の諸条約に替わる「欧州憲法条約」を新たに採択し、各国は批准手続きに入りました。新条約によってＥＵの構造・管轄権・立法手続き等が変化することになるので、当然、この「欧州憲法条約」の制定に関わる議論や提案を知っておかなければなりません。

この新条約の起草は2001年12月のラーケン宣言を受けて具体化し、いわゆる「諮問委員会」や専門の部会で議論され、多数の提案が出されました。欧州議会でも議論され、多数の提案が出されました。2003年に条約案が発表され、若干の修正を経て、2004年に調印されました。提案や議論の過程は、欧州委員会や欧州議会等のサイトに随時公表されていましたので、毎日ないしは定期的にアクセスし、ダウンロードし、読み、メモし、頭に入れました。もちろん、この情報は講義に反映しなければなりません。というのも、いま講義している内容が数年後にはまったく陳腐化するかもしれないからです。

私は2005年に、解題を付けてこの新条約を訳出した『欧州憲法条約、小林勝監訳・解題』を出版しましたが、これは、そういう日常的な授業準備とそれに付随する研究活動なくしてはできません。公刊されたものはこれ以外にはありません。

結局この「欧州憲法条約」は、2005年5月～6月におけるフランスとオランダの国民投票において、批准反対が多数を占め、発効の目途が立たなくなりました。詳細は省略しますが、

その後、「欧州憲法条約」の発効は断念され、既存の諸条約を改正してその中に「欧州憲法条約」の内容の大部分を盛り込むという方法がとられ、こうして2007年に「リスボン条約」が調印され、2009年12月に発効しました。この条約も私は、2009年に解説を付けて『リスボン条約』として逸早く出版しました。この条約のできる過程についても、「欧州憲法条約」ほどではありませんが、これと同様の日常的な研究が必要とされました。

「ＥＵ法」の範囲というのは、個別の実体法や手続法の比ではなく、膨大な法によって構成されています。というのも、ＥＵは特殊な国家連合体であり、その管轄分野が広く、拡大しているからです。判例もたくさんあり、それこそキリがなく、とても一人の手では負えないのです。先述のとおり、２年前からこの「ＥＵ法」は廃止され、皮肉にも私はこの負担から解放され、どんなに大変だったかを実感しています。

社会学で扱う女性問題についても事情はあまり変わりません。法律や制度が変わり、また様々な問題が生起していることは多言を要しないでしょう。

また外国人労働者問題も同じです。私は日本とドイツを比較して講義しています。日本では少子高齢化により、単純労働を行う労働者が不足するようになり、それを補うために日系人の導入が行われ、また技能実習生制度等が設けられました。その問題点や制度の変更については、マスコミでも頻繁に取り上げられていますが、講義をする者は、知っておかなければなりません。

ドイツでは 1955 年頃から外国人労働者の導入が始まり、二国間の募集・派遣協定に基づいて多数の外国人労働者が入り、1973 年のオイルショックによって外国人労働者の導入が止まるまでに、外国人労働者とその家族は約４００万人に膨れ上がっていました、帰国しない、帰国させることのできない定住外国人の存在は、大きな社会問題となりました。私がドイツの外国人労働者問題を講義する目的は、ドイツの経験を伝え、今後日本の私たちが直面するに違いない外国人労働者問題を、学生が自分で考えられるようにするためでした。

ソ連邦の崩壊前後から、世界の混乱はひどくなり、難民を庇護する憲法条項を持つドイツに難民が押し寄せるようになっています。昨今の難民の大量流入については、マスコミでも報道されています。この難民はいずれドイツに定着し、労働者として雇用されるため、難民問題についても絶えず資料を集め、分析しなければなりません。

「国際関係論」については多言を必要としないと思います。

このように、多数の近接しない専門科目の講義の準備や研究には多大な時間を要し、「経済的合理性」などまったくありません。先述の通り、1998 年度から担当するようになった「ＥＣ法」だけでも、その勉強にどれだけの時間を費やしたことでしょうか。門外漢の私に片手間でできるような仕事ではないのです。

さて、私の当時の研究テーマは、ドイツの財政政策と「ドイツ社会民主党の社会化論」でした。特に後者については１５年間も取り組んでおり、ドイツやオランダに多い時には年３回も渡航し、研究所や資料館に足を運んで、手探りで原資料をあさり、時には「発掘」していました。世界にも日本にも先行研究がまったくないテーマのためでした。それだけに、著作を完成したいと強く思っていました。2008年に私が出版した『ドイツ社会民主党の社会化論』の類書は、今もって全く存在していません。

私は、このタイトルで本を出版し、学位を取得しようと考え、完成した章や節から順次、権威ある雑誌や学会誌に発表していました。「大原社会問題研究所」からは、すでに投稿掲載された論文の続きを投稿するよう促され、掲載することが約束されていました。しかし、被告の大学に 1993 年 4 月から勤務するようになってからは、中央学院大学の紀要で発表するよう教授たちから求められ、学会誌や「大原社会問題研究所」用に執筆・用意していた原稿を提出しました。

「ＥＣ法」を担当するようになったのは 1998 年 4 月ですが、この年度の末までに、中央学院大学法学部と総合科学研究所の紀要に投稿し掲載された論文は、以下のとおりです。

・「第一次大戦末のドイツ社会民主党の社会化論――ヴュルツブルク党大会（１９１７年）後」　［単著］　中央学院大学『総合論集』第３号（１９９５年３月）p.31-70

・「ドイツ社会主義文献における「社会化」という用語について――Vergesellschaftung と Sozialisierung」　［単著］　中央学院大学総合科学研究所『紀要』第１１巻第２号（１９９６年３月）p.59-106

・「コール政権の緊縮財政政策」　［単著］　中央学院大学『法学論叢』第１１巻第１号（１９９７年１２月）p.65-144

・「『共産党宣言』ドイツ語版序文（1872 年）とマルクス＝エンゲルスの社会化論」　［単著］　中央学院大学総合科学研究所『紀要』第１４巻第１号（１９９９年３月）p.91-136

「ＥＣ法」を担当するようになった1998年度の段階では、構想していた著作の章立てのほとんどは、すでに雑誌、学会誌、被告の大学の紀要に発表済みであり、残すは一つの章だけとなっていました（資料27）。この章の概略も、すでに書きあげてあり、出版は目前という状況でした。

専任化の意向を示されて「ＥＣ法」や「社会学」や「社会学概論」を担当するようになったことは先述のとおりです。

1998 年度には、先述の通り次々年度からの「専任化」の意向を示され、「社会学」や「社会学概論」をお引き受けし、「社会学」の専任教員になるためには、この分野の論文が必要だと思い、直ちにドイツの外国人問題の研究を始め、2000 年 3 月には、中央学院大学の『法学論叢』に「ドイツにおける外国人労働者のインテグレーション（1）」を発表しました。この論文を書くために、多大な時間を費やしました。「ＥＣ法」の勉強の負担にこの負担が加

わったため、「ドイツ社会民主党の社会化論」についての著作を完成するための作業は完全にストップしてしまいました。金銭的負担もバカになりませんでした。というのも、ドイツの法令集や研究書等を多数ドイツから取り寄せたからです。３０～４０万円もかかりました（当時の１コマの月額給与は２万円程度でした）。

このように、自分の専門外の講義科目を多数引き受けることは、勉強時間と要する費用を考慮すれば、まったく「非経済的」なのです。そして、通常の大学では、経済学の博士課程を出た人間が、専攻分野とは異質の分野において業績を少しばかりあげても、その分野の専任教員にはなれないのです。この業界はそういうものなのです。経済学専攻の者に、研究教育業績が全くないにもかかわらず法律科目を委嘱する例は、私以外には聞いたことがありません。被告の大学はもちろん、日本の大学のどこにもないように思います。

被告は、大学における科目の担当・委嘱に関する通常のルール、専門外の科目を担当することの負担について知悉していながら、このような乱暴な主張を行っており、最高学府が行う主張とはとても思えません。

25. 異常な賃金格差とその不当性

前項で私は、専門科目を多数もつことが、研究者にとっていかに大きな負担となるかを、私自身の例で示しました。準備と研究に多大の時間を要するのです。

専任教員も非常勤講師も研究者ですから、準備や研究に充てる時間は自由に決めることができます。過労死するほど研究に没頭する者もいるでしょう。あるいは手を抜く者もいるでしょう。しかしそれは、担当する専門科目が少なく、その科目に精通していればこその話です。近接していない多数の専門科目を担当する私には手抜きなどできず、四六時中、授業の準備と研究に追われっぱなしの生活を強いられ、自分の本来の研究もままなりませんでした。

多数の専門科目を持つ教員がその授業の準備と研究に費やす総労働時間は、専門科目を１つしかもたない教員が、授業の準備と研究に費やす労働時間を、はるかに上回っています。

被告は、非常勤講師が授業の準備に費やす時間をほとんど認めていません。そして、専任教員に劣らぬコマ数を担当してきた私と専任教員との間の巨大な賃金等の格差を、被告は、専任教員は授業時間の他に平均して年間１７７時間を教育行政等に費やし、かつ責任を負っていることをもって正当化しています。

原告準備書面が指摘しているように、この１７７時間は多分に誇張されており、その負担は個々の専任教員によって多少の違いはあるでしょうが、授業に換算して週１コマ程度にすぎません。

授業だけを担当している私の負担は、互いに近接していない多数の専門科目を担当しているがゆえにとても重く、専任教員の平均的な授業負担と教育行政負担の合計をはるかに上回っています。

被告の大学における教育行政を行うのに、専任教員に特別な能力も経験も訓練も要求されていません。専任教員に採用されれば、誰でも教授会に出席し、複数の委員会への所属を割り当てられ、無難にこなすことができます。大学院を出たばかりであっても、専任教員であれば誰にでもできる仕事です。大半の仕事はルーティン化しており、早い話が、私たち非常勤講師にだってできるものです。

このような仕事の責任が、非常勤講師との巨大な賃金格差を正当化できるほど重いということはありません。ルーティン化した仕事であっても、人の命や健康や安全にかかわる場合には大きな責任を伴います。しかし、専任教員が行う大学におけるルーティン化した仕事は、そういう類の仕事ではなく、特に重いということはありません。しかも、個々の専任教員は、多数の中の一人として責任を負えばよいのです。極論を言えば、会議で居眠りしていても、責

任を果たせるのです。

　これに対して、授業はそうではありません。授業は一人で行うからです。専任教員の中には、講義や演習をまともに行っていない者がいますが、簡単に雇止めされる非常勤講師には、そういう者はほとんどいません。

　要するに、教員にとって最も重い負担とは、教育であり、そして研究なのです。私や非常勤講師と専任教員との間の巨大な格差を正当化できるとしたら、研究業績です。すなわち専任教員の研究業績が、私と非常勤講師の研究業績を凌駕していればの話です。被告が積極的にこれを主張することを望みます。この主張をしない格差正当化論は、いずれも空虚です。

　なお、財政的理由を挙げての、非常勤講師に対する賃金差別の正当化に対しては、次の事実を指摘しておきます。２０１１年度の中央学院大学の教員人件費は約１１億１３００万円です（資料18-2枚目）。このうち非常勤講師の人件費は推定１億円程度です。これに対して、「学生活動補助金」が１億１０２５万円も支出されています（資料18-3枚目）。

　この補助金は、ほとんどが被告の力を入れている駅伝部、硬式野球部、サッカー部、ゴルフ部、男子バレー部等の強化対象スポーツクラブのために使用されています。合宿費や移動費のみ使用されているのではないようです。

　学生によると、優秀なスポーツ学生には、奨学金として個人の口座にも金銭が振り込まれているとのことです。

　また、優秀なスポーツ学生に対する入学金・授業料・施設費の免除も相当な額になります。免除の場合には、資金収支計算書にも消費収支計算書にも計上されません。支出されるわけではないからです。例えば平成25年度（2013年度）の、在学生中のスポーツ特待

生に限っても、その免除総額は2430万円で対象者は32名にもなっています(資料28)。スポーツ大学化がさらに進行している現状では、この免除総額はさらに増加しています。

この「学生活動補助金」約１億１０００万円は、大学の「帰属収入」３９億７８００万円（資料18-6枚目）の２．８％に当たります。私が調べた限り、「帰属収入」の規模に比べてこれほど多額の「学生活動補助金」を支出している大学は、他にありません。

講義の約半数を担っている非常勤講師の人件費に匹敵する額を、スポーツ学生の活動の補助に支出することはまことに異常です。スポーツは課外活動にすぎないのですから。この「学生活動補助金」を半分削るだけでも、非常勤講師の１コマ当たりの月額を５０％引き上げ、４万５０００円程度にすることができるのです。

おわりに

以上、冗長と思われたかもしれませんが、詳細に陳述いたしました。

四半世紀のことを述べるので、長くなることは致し方ありません。またこの過程が、学内の権力闘争や思惑と密接に関係しているため、それを明らかにし、理解して頂くには、そうするほかありませんでした。

弁護団や支援者から、提訴に至る前にしばしば発せられたのは、「このような状態をよく我慢していたね」という言葉です。私は事態の深刻さに気付くべきであり、もっとはやく弁護士や支援者に相談し行動を起こすべきであった、という指摘です。要するに、私は「専任化」という餌を前にした「ゆでガエル」であり、いつのまにか定年直前になってしまい、漸く気づいた痴れ者というわけです。

その通りなのです。確かに私個人には遅きに失するのですが、全国の非常勤講師には、決し

て遅きに失することはありません。

　裁判官の皆様には、私や非常勤講師の置かれた状態を十二分に検討して判決を下されますようお願いいたします。日本の高等教育の半数近くを担っている非常勤講師の賃金労働条件が、このままでいいはずはありません。この巧妙に制度化された現代の奴隷制度に、風穴を開ける歴史的な判決を下されますよう、心からお願いいたします。

以上